

IFRS

Top 20 Tracker

Edition 2013



目次

エグゼクティブ・サマリー	03
1 整合的かつ明確であることの重要性	04
2 経済状況と公共支出の削減	06
3 開示負担の軽減	09
4 継続企業	10
5 財務諸表の表示	12
6 収益認識	15
7 キャッシュ・フロー計算書	18
8 企業結合	21
9 減損テスト	24
10 1株当たり利益	27
11 株式に基づく報酬契約	30
12 金融商品:ヘッジ会計	32
13 繰延税金およびその他の規定	35
14 事業セグメント	38
15 純債務額の調整	41
16 連結に関する基準の変更	43
17 投資企業	45
18 詳細が重要	47
19 2013年におけるIFRSの変更	49
20 今度の見通し	52

エグゼクティブ・サマリー

はじめに

2013年版IFRS Top 20 Trackerでは、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業が直面する可能性のある課題として、グラント・ソントン・インターナショナルが識別した開示上および会計上の20の問題について説明します。

世界有数の独立した会計およびコンサルティング事務所の一つであるグラント・ソントン・インターナショナルの各メンバーファームは、IFRS適用において豊富な経験を有しています。グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSチームは、総合的なガイダンスを作成し、メンバーファームが高品質かつ整合したIFRSの適用に取り組めるよう支援を行っています。

2013年版のIFRS Top20 Trackerは、2012年1月1日以降に開始する事業年度に適用されるIFRSに基づいて作成しております。

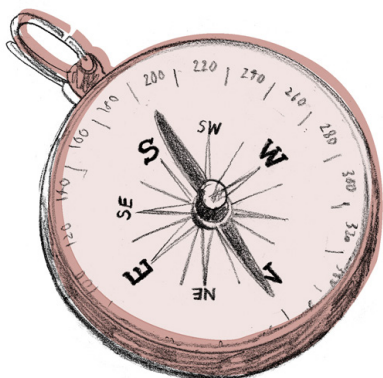
主要なテーマ

2013年版で扱う項目は以下のテーマに沿って選択しております。

- ・ 企業の財務諸表と経営者による説明 (management commentary) が整合している必要性
- ・ 経済状況の悪化が企業の財務諸表に与えかねない影響、特に重視するのは継続企業の前提の適用が適切であるかについて
- ・ 規制当局が関心を寄せる主な分野
- ・ 会計処理が難しい分野
- ・ 最近および間近に迫った財務報告における変更

いうまでもなくIFRS Top 20 Trackerは、企業が本年度の財務報告シーズンに直面するであろう諸問題を網羅するものではありません。多くのグラント・ソントンのクライアントにとって特に重要であると思われる分野に焦点を当て、経営者が優先順位を付けて、検討を行うに際して支援することを意図するものです。

グラント・ソントン・インターナショナル
2013年2月



1

整合的かつ明確であることの重要性

財務諸表全体

IFRSに基づき財務諸表を作成する多くの企業は、財務諸表に付属する「経営者による説明」についても作成するよう要求されています。「経営者による説明」は、「経営者による業績の検討と分析 (MD&A: Management Discussion and Analysis) 」または「事業および財務上のレビュー (OFR: Operating and Financial Review) 」、ないし「取締役報告書 (Directors' Report) 」などの名称を用いて説明されることもあります。IASBは、この分野において強制力のない実務記述書を公表しています。また、多くの国の法律および証券規制では、IFRSの範囲に留まらない記述による報告および開示を要請しています。

これらの規制に準拠するためには、完全かつ正確な会計情報が必要とされます。しかし、財務諸表開示と記述開示という異なる要請を別々のものとして考えることはできません。経営者による説明と財務諸表が相互に補完し合い整合するよう、双方を総括的に捉えることが重要です。

整合性は、経営者による説明、基本財務諸表、会計方針および財務諸表の注記の間において重要です。経営者による説明のセクションと対応する財務諸表のセクションが異なる担当者または異なる時点で作成されているときは、それらの内容すべてがひとつのまとまったものとして整合しており、できる限り重複しないようにするために細心の注意を払う必要があります。

規制当局は不整合を問題視

規制当局は、企業の経営者による説明の部分と財務諸表の箇所で提供された情報における不整合を追求します。

総じて規制当局は、依然として収益認識に焦点を当てており、収益認識に関する会計方針については特に注視しています。企業の収益認識に関する会計方針が、経営者による説明におけるビジネスモデルの内容について述べた情報と整合していることが重要です。

他にも、規制当局が、経営者による説明と財務諸表における明らかな不整合について問題視したことのある分野には、減損、継続企業および事業セグメントの開示が含まれます。

検討すべき事項

経営者による説明と財務諸表との整合性を達成する上で役立ついくつかの検討事項を次ページに示します。

継続企業

- ・ 企業の将来見通しについて提供された情報は、当該企業が継続企業であると見なされる理由に関する開示と整合しているか。

会計方針

- ・ 企業の会計方針は、経営者による説明で取り上げられている主要な各種の取引を取り扱っているか。

前年度からの重要な変更

- ・ 企業は、会計方針または表示における前年度からの重要な変更について説明しているか。
- ・ 該当する場合、改訂された会計方針は明確であるか。

セグメントの開示

- ・ 経営者による説明における企業の事業およびその経営方法についての記述は、財務諸表におけるセグメントの開示と整合しているか。
- ・ IFRSに基づかない開示でも、必要に応じて、IFRSに基づく開示と適切に調整しているか。

後発事象

- ・ 経営者による説明における後発事象についての説明は、財務諸表における説明と整合しているか。

減損テスト

- ・ 企業の減損テストで使用した仮定は、経営者による説明で開示される情報と整合しているか。

概して、IASBの基準の精神および条文に従い、適正表示を達成するために適切な開示を行う必要があります。

2

経済状況と公共支出の削減

背景

世界各地の企業は、経済状況の低迷の影響を依然として受けています。

欧州各国が「金融引締め」政策の実施を余儀なくされている現在の状況と相まって、米国における増税および公共支出の削減の兆しが成長に悪影響を及ぼしています。その結果、米国、欧州およびそれらを超えた地域の国々はその影響を受け、収益ならびに成長に鈍化が見られます。

財務諸表に与える影響

経営者は、これらの広範な経済的要因が事業の将来見通しに及ぼす影響、およびそれにより財務諸表が受ける影響を評価する必要があります。その際、経営者は、こうした現在および将来の経済状況に係る評価が、財務報告のさまざまな分野に影響を与えるとともに、経営者による説明における将来予想的な部分に影響を与えるであろうことについても留意しなければなりません。経営者による説明と財務諸表が相互に補完し合い、整合していることが重要となります。

依然として続く不透明な経済状況により財務諸表のいくつかの分野も影響を受ける可能性があり、その一部について以下で説明します。影響を受ける分野は、企業の事業内容および企業が事業を行うセクターまたは産業によって異なります。

継続企業の前提

企業が経済の先行き懸念または公共の支出削減により悪影響を受けている場合、経営者は企業が継続企業であるかどうかを評価する際にこのことを考慮する必要があります。また、こうした評価については、財務諸表でなされた継続企業の前提についての開示に反映させなければなりません。継続企業の前提については、セクション4で詳細に説明します。

継続企業の前提評価を行う際には、予想される将来の収益に対する影響を考慮するとともに、資金調達能力などのその他の要素についても考慮する必要があります。特に資金調達力については、財務諸表公表後12ヶ月以内に設備の更新期限が到来する場合に考慮すべきです。

減損

世界のさまざまな地域における依然として不安定な経済状況は、減損テストに使用する使用価値を算定する際の主要な仮定に影響を及ぼす可能性があります。この場合、経営者は当期に使用した仮定の妥当性を評価するために、それよりも前の年度に行った過去の見積りの信頼性について検討する必要があります。例えば、ユーロ圏のソブリン債務危機は、一部の企業が自社の減損テストを行う際に使用する割引率に影響を与える可能性があります。この危機により、ユーロ圏の弱小国家として認識されている国の長期国債利回りが上昇する一方、安全と考えられている国の国債利回りが低下しました。こうした情報を減損テストの算定に加味することで、一部の資産および資金生成単位の減損テストに使用される割引率が著しく上昇するおそれがあります。減損テストについては、セクション9で詳細に説明します。

また、IAS第2号「棚卸資産」に準拠して、棚卸資産の評価減を行うよう要求される場合があります。

市場のボラティリティによるエクスポージャーを低減するデリバティブの使用

経営者は、外国為替先渡契約または金利スワップなどの金融商品を使用して市場のボラティリティによるエクスポージャーを緩和しようと試みる場合があります。そうした金融商品は、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の適用範囲であるデリバティブであり、公正価値で当初認識し、公正価値の事後的な変動については純損益で認識するよう要求されます。デリバティブを使用することでリスクに対する実際のエクスポージャーは減少するものの、損益にボラティリティが発生する可能性があります。

IAS第39号に基づいてヘッジ会計を適用することによって、発生する損益のボラティリティを管理することができる場合があります。しかし、ヘッジ会計を適用するためには厳しい条件を満たさなければなりません。ヘッジ関係の公式な指定および文書化がヘッジ取引の開始時に整っている必要があるため、こうした条件を適用当初に満たしている必要があることに留意しなければなりません。ヘッジ会計については、セクション12で詳細に説明します。

IFRS第7号「金融商品：開示」の規定は広範囲にわたっており、金融商品の公正価値およびヘッジ会計についての開示が含まれています。

リストラクチャリングの影響

事業の低迷によりリストラクチャリングを余儀なくされる場合があります。事業の一部を売却または廃止するという決定を下す場合には、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の適用があります。

また、経営者は、事業のリストラクチャリングの実施を決定した結果として、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に基づいて引当金を計上する必要があるか検討しなければなりません。

経営者がリストラクチャリングの実施による推定的債務を有している場合にのみ引当金を計上できます（リストラクチャリングの意図だけでは不十分である）。推定的債務は、リストラクチャリングに関して詳細かつ公式な計画があり、そのリストラクチャリングは実施されるであろうという確かな期待が影響を受ける人々に惹起している場合に発生します（セクション13をご覧ください）。

確定給付型年金制度の割引

IAS第19号「従業員給付」では、退職後の確定給付債務を割引くために使用する比率に、優良社債の市場利回りを反映させるよう要求しています。本基準では、そのような社債について厚みのある市場が存在していない国では、国債の市場利回りを使用しなければならないと述べられています。

これまでの主要な実務慣行では、社債が国際的に認められている格付機関による2つの最高格付け（すなわち、「AAA」および「AA」）のうち1つを与えられた場合には、当該社債は優良であると見なされていました。しかし、一部の欧州諸国では、困難な経済状況により優良社債が存在していないという事態が発生しました。そのため、企業によっては、そうした国の国債利回りの使用について検討するようになりました。

現在の経済状況において、そのような国債利回りを使用すれば、認識される確定給付型年金債務が著しく小さくなる可能性があります。これは、ユーロ圏のソブリン債務危機により、主要な格付機関が一部の国の国債を優良と見なされないレベルまで大幅な格下げを行ったためです。その結果、そうした国の国債利回りが大幅に上昇しました。そのような利回りを割引率として使用した場合には、認識される債務が大幅に減少することとなります。専門家は、こうした結果の妥当性について疑問視しました。

IFRS解釈指針委員会 (IFRIC) は、この問題について検討し、欧州で示された債務に関して、優良社債の市場の厚みはユーロ圏の水準で評価されるべきであるという見解に対する支持を表明しました。したがって、優良社債について厚みのある市場が存在しないユーロ圏の国々に関して、企業は、国債を参照して割引率を設定する前に、ユーロ圏の他の国の企業が発行した優良社債を最初に参照しなければなりません。また、IFRICは、企業が用いる割引率の算定方法が、貨幣の時間的価値および給付支払いの見積時期ならびに金額における変動を反映させること以外に、年度ごとに大幅に変更されることを想定していない点についても指摘しました。しかし、当該問題の重要性を考慮して、IFRICはIASBがそれらに対処することを提案しました。その間、企業はIFRICの当初の見解に留意する必要があります。



3 開示負担の軽減

IASBおよびその他の基準設定主体が透明性の向上を図ろうと、既存の開示要求に新たな要求事項を追加したため、近年、財務諸表の情報量が大幅に増加しました。しかし、財務諸表の注記量の増加は、財務諸表の作成者にとって大きな負担となり、利用者が財務諸表の数値を理解する際の助けとなるという本来の目的が果たされていないという懸念を多くの人々が示しました。

このことを受けて、当該問題の対処に関して提案を行う報告書の公表を含め、さまざまな取り組みがここ数年間にわたって行われています。その中には、以下が含まれます。

表題	発行者
過度な開示の削減	スコットランド勅許会計士協会とニュージーランド勅許会計士協会
開示のフレームワーク	財務会計基準審議会
注記に関する開示フレームワークの開発に向けて	欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)
広義での財務報告の開示についての検討	英国の財務報告評議会(FRC)

IASBは、財務諸表における開示の加重負担に対して高まる不満に対処するために、2013年1月末に本問題の検討を行う公開の「開示フォーラム」を開催しました。IASBは、改訂される概念フレームワークの開示に関するセクションを開発する際に、上記の報告書や類似の研究における提言とともに、当該会議により受け取ったフィードバックを使用すると思われます。ただし、本作業にはしばらく時間がかかり、個々の基準で規定された特定の開示の変更についてはさらに時間がかかるでしょう。

幸い、財務諸表の開示の有用性や明確性を向上させるために企業がその間にできることは多数あります。一部の企業は、開示に対する自社のアプローチの見直しをすでに行い、IFRSおよびその他の報告要件への完全な準拠を維持しつつ、「不要な情報」を削減することに成功しています。以下の表は、新たなベストプラクティスのいくつかについて概要を説明しています。

ベストプラクティス	検討すべき質問
- 重要なメッセージに焦点が当てられ、関連のある状況に基づいており、かつ重要でない詳細により明確さを欠かないようにする必要があります。 - 効果的な相互参照を示し、重複を避ける必要がある。	- 当該年度における重要な取引に関する報告は明確かつ透明性があるか、および適切な会計方針を開発したか。 - 会計方針は企業の状況に固有のものであるか。 - 無関係かつ重要でない項目に関する会計方針を削除し、重要な会計方針、判断および見積りに関する情報を関連する脚注とともに記載することを検討したか。 - 不要な情報を回避したか。
- 使用する言語は正確であり、複雑な問題について明確に説明する必要があります。 - 専門用語や「定型的」表現は、避けなければならない。	- 言語は明確であるか。 - 開示は企業の業務およびリスクに固有のものであるか。
- 財務諸表の項目は、重要なメッセージを伝え不要な詳細を避けるために、適度に集約して報告されなければならない。 - 調整表は、付随する記述によって裏付けられ、かつその記述と整合している必要がある。	企業は適切に概要を説明しているか。
重要性を問わず、あらゆる開示要求を含めようとすることによって慎重になり過ぎる心理的傾向を避ける。	- 経営者は、規定された開示の重要性および以下の項目について検討を行ったか。 - 明らかに重要でない開示を削除したか。 - さほど重要でない(しかし必要な)開示を付録に示すことについて検討したか。

継続企業の前提

世界の一部の地域が依然として直面している困難な経済状況(セクション2をご覧ください)は、企業が継続企業であるとする前提は確実でない場合があることを意味しています。このため、取締役は、継続企業であることについて慎重に判断する必要があると考えられます。

経営者は、継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが、自社にとって合理的であることを確認する必要があります。IAS第1号「財務諸表の表示」(IAS第1号第25項)では、取締役が継続企業の前提の評価を行うにあたって、継続企業として存続する企業の能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状態に関する重要な不確実性を発見した場合、その不確実性を財務諸表に開示することを要求しています。

FRCのガイダンス

英国の財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)は、「継続企業および流動性リスク:英国の企業の取締役のためのガイダンス」を作成しました。本ガイダンスは、継続企業に関して規制当局がこれまでに公表したすべてのガイダンスをまとめて、現在の環境において企業が直面しているこの問題に対して注意を喚起するためのものです。

本ガイダンスは、不透明な経済状況に直面している世界の地域で事業を行う経営者が財務報告を行う際に有用であると考えられ、特に企業が抱える不確実性を財務報告に反映させる方法について説明がされています。

下記の3つの基本原則を本ガイダンスから抜粋します。

- ・ 年次および期中財務諸表を作成する際、経営者は、自社が継続企業であるか否かについて厳格に評価し文書化しなければならない。経営者が行うそうしたプロセスは、規模や財務リスクの程度ひいては企業とその事業運営の複雑性に応じて、内容および詳細が深まっている必要がある。
- ・ 経営者は自社が継続企業であるか否かを決定する際、将来に関して利用可能な情報をすべて考慮しなければならない。検討には通常、期末日から少なくとも12ヶ月間を対象とする必要がある。
- ・ 経営者は、適正に表示された財務諸表を作成するため、継続企業の前提に関してバランスのとれた、かつ財務内容に整合した明確な開示を行わなければならない。

開示

財務諸表を作成する際、経営者は自身が立てた仮定、特に自社の状況に固有の仮定について言及する必要があります。

経営者は、財務諸表作成の早い段階で、こうした報告課題に取り組むべきです。そうすることで、投資者がネガティブに反応しかねないような問題が財務諸表公表間際に発生するのを避けることができます。

財務報告の目的に照らして、継続企業の前提の評価は経営者が財務諸表の公表を承認する日現在で行われます。経営者が到達するであろう3つの結論は以下の通りです。

- ・ 重要な不確実性は存在しないため、自社が継続企業として存続する能力について重大な疑義は生じていない。ただし、適正表示を達成するために十分な開示は必要であり、経営者は継続企業の前

提を適用するのがふさわしいと考える理由を説明し、主要なリスクを特定して、それらのリスクにどのように対処しているのかを示す必要がある。

- 重要な不確実性が存在するため、自社が継続企業として存続する能力に関して重大な疑義が生じている。したがって、IAS第1号第25項に基づいて追加の開示が必要となる。重要な不確実性が、行われた開示で明確に識別されていることが重要である。
- 継続企業の前提を使用するのがふさわしくない。この場合、採用した会計のベースを説明する追加の開示を行う必要がある。

経営者が上記のどの結論に至るかによって、開示内容の作成は複雑で難しいものになります。継続企業の前提が企業にとって問題となる場合、経営者は特に時間を割いてこの問題を検討する必要があります。

他の分野との整合性

継続企業に関する開示についても、財務諸表におけるその他の情報ならびに経営者による説明に照らして検討を行う必要があります。セクション1では、財務諸表と付属する経営者による説明が全体として相互に補完し合い、整合していることの重要性について取り上げました。会社が継続企業であると見なされる理由を説明する開示は、そうした全体としての整合性の重要な部分です。

経営者は継続企業の前提に対して不確実性が存在することを示唆する情報が財務諸表に示されているかどうかを検討し、行う開示においてこのことを取り扱わなければなりません。これには、例えば、減損損失やキャッシュ・フローなどの財務情報、または返済期限が1年以内に到来する重要な債務の開示ならびに主要なリスクや不確実性および財務リスク・マネジメント情報などの記述による開示が含まれる可能性があります。グループ会社間での借入の影響およびグループ会社債権の回収可能性に対する懸念についても、見過ごすべきではありません。継続企業の前提の開示は、そうした問題が継続企業としての会社の位置づけに影響を及ぼさない理由を経営者が説明する機会であるといえます。

5

財務諸表の表示

表示は財務諸表の基礎である

IAS第1号「財務諸表の表示」は、IFRSに基づく財務諸表にとって不可欠なものであり、表示に関する基礎が示されています。本基準の適用は簡単なように思われますが、規制当局は引き続き重要な問題を提起しています。以下でいくつかの主要な問題について説明します。

会計方針

IAS第1号第117項では、財務諸表を作成する際に用いた測定基礎および財務諸表の理解に関連性のあるその他の方針を含め、重要な会計方針についての概要を説明するよう要求しています。

重要な会計方針は事業の複雑性に応じた方法で開示しなければならず、当該方針が示されていないことが明らかな場合には、規制当局によって問題視されるでしょう。同様に、重要でない会計方針（例えば、企業の事業に変更が生じたため）については、それを記載したままにすることにより主要な報告分野における重要な会計方針から注意が逸らされてしまうため、不要な情報を除外するべく削除する必要があります（セクション3をご覧ください）。

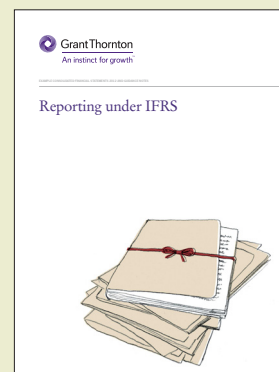
規制当局が問題を提起することが多い会計方針は収益認識に関するものです。例えば、そこで示された会計方針は非常に包括的で、企業の個別の状況、事業および取引との関連性が示されずに、会計基準の表現の繰り返しの過ぎないことなどがその理由として挙げられます。本問題についてはセクション6で詳しく説明しています。

重要な判断

IFRSの中心となる理念とは、その適用に際して経営者の判断を要する原則主義の報告フレームワークであると認識されています。IAS第1号第122項では、経営者の決定により最も影響を受ける業績面を財務諸表の利用者が理解できるようにするために、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものについての経営者の判断を開示するよう要求しています。

規制当局は、明らかな開示の省略、および経営者がその判断を下した理由が明確ではなく、一般的過ぎる開示に対して問題を提起するでしょう。関連する判断が示されていない会計方針またはその他の注記へ単に相互参照するというものでは、本基準の要件を満たしません。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、2012年版のIFRS「連結財務諸表例」を公表しました。新しいバージョンは、2012年12月31日に終了した事業年度から有効となる修正を反映させるべく更新されました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



主要な見積りの不確実性の原因

IAS第1号第125項では、経営者は、財務諸表を作成する際に立てる仮定に関する情報、ならびに翌事業年度において資産および負債の帳簿価額に重要な修正を生じる可能性のあるその他の見積りの不確実性に関する主な情報を開示するよう要求しています。

世界の一部の地域では経済環境が依然として不透明であるため、算定の基礎となる方法、仮定および見積りに対する資産や負債の帳簿価額の感応度についての開示を拡充することは経済状況の安定したとき以上に必要であると考えられます。開示は具体的かつ企業が直面する実際の問題について言及するものであり、経営者による説明に示された記述と整合していなければなりません。包括的な開示または経営者による説明との明らかな不整合については、規制当局が注視すると思われます。

その他の包括利益

その他の包括利益には、期間純損益に含まれない利益および支出の項目が含まれます。例えば、有形固定資産の再評価による利得および在外営業活動体の財務諸表の換算時に生じる為替換算差額などが挙げられます。純損益に含めるよう要求されている項目を、その他の包括利益に表示することはできません。しかし、最初は利益または費用であるように思われても、株主としての立場で行動する株主との取引であると見なされるため、実際には包括利益合計の一部として表示されない項目があります。例えば、株式に基く報酬は損益に認識されます。しかし、関連する繰延税金の一部については、株主としての立場で行動する株主との取引であると見なされるため、その他の包括利益ではなく、IAS第12号「法人所得税」に基づいて直接資本に認識される可能性があります。(セクション13をご覧ください)。

IFRSでは、その他の包括利益に従前に認識されていた金額を損益に振り替えて、認識する(組替調整と呼ばれます)よう要求される場合があります。IAS第1号第92項では、そうした組替調整額を個別に開示する(例えば、金利の変動リスクのヘッジに関連してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から損益に振り替えた金額など)よう要求しています。(セクション12をご覧ください)。そうした開示が省略されている場合には、規制当局が注視することも考えられます。

2012年7月1日以降に開始する事業年度から発効となっているIAS第1号の改訂では、その他の包括利益の項目を、事後損益に振り替えられる金額かそうでない金額かについて、包括利益計算書で分析するよう要求しています。本改訂は早期適用が容認されています。

分解

IAS第1号第54項では、財政状態計算書(貸借対照表)に含めなければならない表示科目を示しています。内訳項目は、企業の事業に関連性があるものとして表示されます。IAS第1号第58項では、以下の事項に関する評価を基に追加の表示科目を表示するかどうかについて判断するよう要求しています。

- 資産の内容および流動性
- 企業内における資産の機能
- 負債の金額、内容および返済時期

例えば、未収収益と前払金を合算することは、当該資産の内容と流動性が異なるため、適切ではない可能性があります。同様に、繰延利益と未払費用を合算することは、当該負債の内容と返済時期が異なるため、適切でないといえます。

自己資本の管理に関する開示

IAS第1号第134項から第136項では、企業が自己資本として管理しているものの説明および定量的データの要約を含め、自己資本の管理に関する目的、方針およびプロセスについての定性的情報を開示するよう要求しています。

企業がこうした要請に明らかに準拠していない場合には、規制当局から引き続き問題視されることになります。これらの内容別の定量的および定性的な開示は、ほぼあらゆる状況において重要であると見なされるでしょう。企業が自己資本として識別しているものと財務諸表における関連する金額の構成部分について記述により同一性を確認する際には、自己資本管理に関する定量的な開示と整合させる必要があります。

定性的な開示は、企業の状況に固有のものであり、包括的かつ定型的な開示を避けなければなりません。自己資本管理に関連する取引または事象が生じた場合には、具体的な開示(例えば、株式の発行または買い戻し、あるいは配当政策の中止または再導入など)を行う必要があります。



会計方針の明確性

収益の認識に関する方針は、多くの場合、財務諸表において最も重要な会計方針です。当該方針は、IAS第18号「収益」の原則が特定の事業とその重要なそれぞれの収益の流れに対してどのように適用されたのかについて明確にする必要があります。また、収益が認識される時点および収益が測定される基準を明確に示さなければなりません。特に、進捗度に応じて認識する進行基準を使用している場合には、適用した方法について明確に説明する必要があります。

規制当局は、収益認識に関する会計方針について、企業に対してしばしば疑問を提起します。多くの場合、財務諸表に表示されている記述には、対象となる企業の特定の収益の流れに関して、IAS第18号で要求している認識に係る適格基準をどのように満たしているのかが明確に説明されていません。

規制当局は、収益認識に関する方針は広義で一般的な言葉で起草されているかまたは当該基準から単に文章を抜粋するだけの場合が多く、開始される取引ないしは収益が損益計算書に示されるであろう時点を財務諸表の利用者が把握することができないということを指摘しました。そのため、規制当局は、経営者が以下の事項をどのようにして満たしているのかを理解する上で助けとなる追加的な情報の提供を求めました。

- ・ 物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が顧客に移転している。
- ・ 提供されるサービスの進捗度を信頼性をもって決定できる。
- ・ 収益の金額を信頼性をもって測定できる。
- ・ 企業がその取引から経済的便益を得る可能性が高い。

以下で説明する問題は、収益認識に関する方針が適切であり、かつ正しく開示されているかどうかを評価する際に特に重要となります。

収益の区分

IAS第18号では、期中に認識された収益の重要な区分ごとに開示を行うよう要求しています (IAS第18第35項(b))。個別に開示する区分には、以下の項目により生じた収益が含まれます。

- ・ 物品の販売
- ・ サービスの提供
- ・ 利息
- ・ ロイヤルティ
- ・ 配当

開示される収益の区分は、財務諸表におけるその他の情報 (例えば、IFRS第8号「事業セグメント」に基づく事業の見直しやセグメントの開示などの記述による報告) と整合していなければなりません。

また、収益の区分を開示する場合には、当該区分の会計方針についても開示する必要があります。規制当局は、会計方針が最も頻繁に省略される収益の区分は、サービスの提供であることを指摘しました。

企業の事業内容および複雑性に応じて、区分に含まれている個々の構成要素に関して会計方針を

個別に表示することが必要な場合（例えば、さまざまな物品またはサービスを提供している場合）があります。

進捗度

企業がサービスの提供により収益を得る場合には、IAS第18号第35項(a)では、収益に関する会計方針において、進捗度を評価するために使用した方法および各段階で認識される収益の額を開示するよう要求しています。

IAS第18号は、進捗度を決定する際に使用する方法については細則を設けていません。しかし、選択される方法は、企業の特定の状況に適したもので、期中のサービスの提供により稼得した収益を反映するものでなければなりません。したがって、使用する方法は、提供したサービスを信頼性をもって測定できるものである必要があります。IAS第18号第24項は、使用される可能性のある方法として以下を例に挙げています。

- 提供したサービスの調査
- 現時点までに提供済みのサービスが、提供しなければならないサービスの全体に占める割合
- 現時点までの累計発生原価が、その取引の見積総原価に占める割合

IAS第18号では、上記の3つ目の方法について、現時点までに提供したサービスを反映する原価のみが現時点までの累計発生原価に含まれ、提供したまたは提供予定のサービスを反映する原価のみがその取引の見積総原価に含まれると示されています。

企業によっては、進捗度を決定する基準として、出来高払い、顧客からの前受金または請求金額の利用を試みる場合があります。しかし、これらは提供したサービスの進捗度を反映していない場合が多く、規制当局はそのような会計方針を問題視すると思われます。

工事契約

工事契約は、IAS第18号ではなくIAS第11号「工事契約」の適用範囲に含まれます。したがって、双方の基準において会計処理が異なる場合があり、かつIAS第11号ではより広範な開示を要求しているため、どちらの基準を特定の取引または収益の区分に適用するのかを識別することが重要です。

工事契約は、単一の資産またはその設計、技術および機能もしくはその最終的な目的や用途が密接に相互関連または相互依存している複数の資産の結合体の建設工事のために特別に交渉される契約であるとされています。当該契約のみが、IAS第11号の適用範囲に含まれます。

規制当局は、IAS第18号またはIAS第11号が契約の会計処理に適用するのに適した基準であるのかについて、レビューした企業の財務諸表に示された記述から必ずしも明確になるわけではないことを指摘しました。

IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」では、特定の取引がIAS第11号またはIAS第18号のいずれの適用範囲に含まれるのかについての問題を取り扱っています。工事契約の定義を満たす契約のみがIAS第11号によって取り扱われます。一方、例えば、企業によって指定された選択肢の中から一つの設計を選択する、または基本設計に若干の変更しか指図できないなど、買手が不動産の設計に影響を与える能力が限られている不動産の建設に関する契約は、IAS第18号の適用範囲である物品の販売に関する契約です。

複雑な契約

契約が複雑な場合には、収益認識に関する方針を開発するにあたって細心の注意を払う必要があります。例えば、IAS第18号の認識規準を単一取引の個別に識別可能な構成部分ごとに適用しなければならない場合があります。反対に、その経済的な効果が一連の取引として考えないと理解できないように複数の取引が関連している場合には、その複数の取引を一取引として見なして認識規準を適用する必要があります。

規制当局は、販売取引の財務的結果に興味を有するその他の当事者が存在している可能性がある場合（例えば、フランチャイズタイプの契約があるかまたは取引が代理人（agent）ないしは代理店（distributor）を通して行われている場合）における収益に関する方針については、特に注意を払う必要があると指摘しました。会計方針は、所有に伴うリスクおよび経済価値の移転がどの時点で生じ、必要に応じて、代理人としてではなく本人として収益に関する会計処理方法を明確にしなければなりません。決定が妥当とされる場合には、規制当局は、当該決定を重要な判断として扱い、IAS第1号「財務諸表の表示」で要求している拡充した開示を提供することが適切であろうと認識しています（セクション5をご覧ください）。

また、規制当局は、例えば、期限を延長した売上債権、割引が妥当と考えられる長期のプロジェクト、あるいはさまざまな構成要素がどのように会計処理されているのかについて記述により明らかにしなければならない物品およびサービスの提供を含む取引など、複雑な各種の取引の説明に関して特に注意を払う必要があることも指摘しました。

7 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の重要性

現金は極めて重要であるといえます。すなわち、企業がどのようにキャッシュ・フローを生成するのかを理解することは何よりも重要です。現在の経済状況では、企業が営業業績をキャッシュ・フローに換金できる能力を軽視することはできません。キャッシュ・フロー計算書には、企業がどのようにキャッシュ・フローを生成し、生成した資金を何に使用しているのかが示されています。さらに、キャッシュ・フロー計算書は会計方針が適用される方法による影響を受けないため、主要な業績計算書と比べてさほど主観的ではありません。したがって、より広範な企業間での比較が可能となります。

キャッシュ・フロー計算書を適切に作成することの重要性は、規制当局が最近取った行動から明らかです。規制当局は、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記の表示に関して、他の基本財務諸表と同じほどには注意を払っていないように思われる企業に対して懸念を表しました。

現金および現金同等物－「短期」が指す期間とは

現金には、手元現金および要求払預金が含まれます。現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わないものを指します。しかし、今日の速いペースで変化する世界において、「短期間」とはどれくらいの期間を示すのでしょうか。1日、1週間あるいは1ヶ月でしょうか。IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」では、短期について定義していませんが、投資は通常、取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する場合に短期の定義を満たすとしています。これは一般的に、3ヶ月以内の償還期限であれば、投資は通常、以下の事項に当てはまるからです。

- ・ 容易に一定の金額に換金可能である。
- ・ 価値の変動について僅少なリスクしか負わない。

投資が現金同等物として適格であるかどうかを決定する際には、3ヶ月という時間的枠組みを指標として使用することができます。しかし、投資が上記の2つの要件を満たしているかどうかは、キャッシュ・フロー計算書を作成する上で、現金同等物としての区分を決定する際に重要な判断となります。

キャッシュ・フローの把握および分類

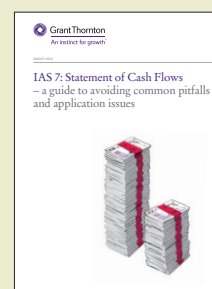
IAS第7号には、以下によって生じる3種類のキャッシュ・フローが示されています。

- ・ 営業活動
- ・ 投資活動
- ・ 財務活動

キャッシュ・フローは、企業の事業に最も適した方法でこれら3つのうちの一つに基づいて分類する必要があります。

規制当局は、キャッシュ・フローの適切でない分類を注視する場合があります、そのためキャッシュ・フローの分類を決定する際に注意を払うことが重要となります。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「IAS第7号:キャッシュ・フロー計算書ー陥りやすい落とし穴および適用における諸問題を回避するためのガイド」を公表しました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



営業活動

営業活動により生じるキャッシュ・フローとは、企業の主たる収益獲得活動によるもので、財務または投資活動として分類されないキャッシュ・フローのことです。当該キャッシュ・フローの例には、物品の販売による受取収入および従業員に対する支払支出が含まれます。

投資活動

投資活動により生じるキャッシュ・フローとは、長期性資産および現金同等物に含まれない投資の取得および処分によるキャッシュ・フローです。

財政状態計算書で資産が認識されることになる支出のみを、投資活動によるキャッシュ・フローとして分類します。この例として、開発費の処理が挙げられます。開発費がIAS第38号「無形資産」の規定に基づいて資産化としての条件を満たさない場合には、当該支出によって資産は生じず、したがって、投資活動によるキャッシュ・フローとして分類することはできません。その代わりに、開発費に関連するキャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローとして分類されます。

財務活動

財務活動により生じるキャッシュ・フローは、企業の拠出資本および借入の規模と構成に変動をもたらします。当該キャッシュ・フローの例には、株式発行による受取金および借入金の返済が含まれます。

為替換算差額

キャッシュ・フロー計算書における為替換算差額の処理は、実務上の問題を生じやすい重要な分野です。

キャッシュ・フローが外貨によって生じる場合、キャッシュ・フローの発生日における為替レートでそれぞれのキャッシュ・フローを換算し、企業の機能通貨で当該キャッシュ・フローを記録しなければなりません。当該期間の平均レートが実際レートに近似する場合には、平均レートを使用できます。

企業グループが在外子会社を有している場合、当該子会社のキャッシュ・フローの発生日における実際の為替レートを使用して当該子会社のキャッシュ・フローをグループの表示通貨に換算しなければなりません。この場合もやはり、平均レートが実際レートに近似する場合には、平均レートを使用することができます。

未実現損益が為替レートの変動により生じる場合があります。そうした利得および損失はキャッシュ・フローではありません。しかし、為替レートの変動が外貨建ての現金および現金同等物に対して及ぼす影響については、現金および現金同等物の期首と期末残高の調整をするために、キャッシュ・フロー計算書で報告しなければなりません。この金額は、営業、投資および財務活動によるキャッシュ・フローとは区別して表示し、一般的には基本財務諸表の最後に示します。

連結キャッシュ・フロー計算書における為替換算差額の処理は、問題を生じやすいもう一つの分野です。

企業グループの場合には、それぞれの子会社のキャッシュ・フロー計算書をその機能通貨で作成し、その後、連結キャッシュ・フロー計算書を作成するために、機能通貨で作成した当該キャッシュ・フロー計算書を表示通貨に換算することによって、為替換算差額を処理の方がより簡単な場合が多いといえます。

改訂されたIFRS第3号

IFRS第3号(改訂)「企業結合」は2008年に公表され、2009年7月1日以降に開始する事業年度に生じる企業結合に対して発効となりました。IFRS第3号における、基準の適用に際して実務上の問題が生じる、または見落とされがちな分野が明らかになりつつあります。本セクションでは、それらの主要な分野に焦点を当てます。

事業の識別

IFRS第3号では事業を「投資家またはその他の所有者、構成員または参加者に対し、配当、コストの低減またはその他の経済的便益という形でリターンを直接的に提供する目的で実施され管理される、活動および資産の統合された組合せ」として定義しています。

IFRS第3号は、ある企業が別の企業を取得する場合に最も一般的に適用されますが、事業は企業体である必要はなく、資産および取引の集合でもありえることを当該定義では明らかにしています。加えて、活動および資産の集合は現時点でリターンを提供している必要はないものの、リターンを提供する能力を有していなければならないことも当該定義において示されています。

資産の集合が活動と組み合わせられているとき、その組合せが事業の構成要素であるかどうかを決定することが困難となる場合があります。資産グループが事業であることを示す例として、従業員が取得資産とともに譲渡される場合が挙げられます。しかし、ある種の取得資産(例えば、研究開発によって生じる資産)は問題を生じさせる可能性もあります。

規制当局は、取引が企業結合であるかどうかについて疑問が提起される場合には、取引を資産の購入として会計処理することの根拠となる追加の情報を提供するように企業に対して求める場合があります。

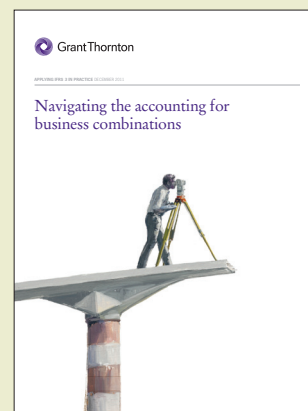
取得企業の識別

IFRS第3号の適用範囲であるすべての企業結合において、結合前企業の1つを取得企業として識別するよう義務づけられています。取得企業とは、被取得企業に対する支配を獲得する企業を指します。取得企業は通常、企業結合を達成するにあたり、現金またはその他の資産を引き渡したり負債を引き受ける、あるいは資本性金融商品を発行する企業です。しかし、企業結合によっては発行企業が被取得企業である場合があります。そうした企業結合取引は、逆取得と呼ばれています。

企業結合の構成要素とは

企業結合において取得企業と被取得企業との間に取引または関係が存在し、それらは企業結合そのものの構成要素ではない場合があります。それは、既存の関係または企業結合の交渉中に行われる取決めにより示される可能性があります。IFRS第3号では、取得企業と被取得企業が企業結合において支配に関して交換するものの一部ではない金額は、企業結合の会計処理から除外されることを明確に示しています。企業結合の構成要素ではない取引の例として、取得企業による取得関連費用の支払いに関して、被取得企業または前の所有者に補填する取引が挙げられます。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「IAS第7号：キャッシュ・フロー計算書－陥りやすい落とし穴および適用における諸問題を回避するためのガイド」を公表しました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



取得した無形資産

IFRS第3号では、識別可能な取得資産および負債を取得日の公正価値で認識するよう要求しています。被取得企業の財務諸表で認識されていたかどうかを問わず、被取得企業の識別可能な無形資産についても認識する必要があります。また、IFRS第3号は、企業結合で取得した識別可能な無形資産は、信頼性をもって測定できる場合に限り認識すべきであることを明示しています。

経営者による説明において企業結合について説明する場合には、ブランド名の使用または顧客関係の入手など、期待される取得の便益について取り上げる場合があります。この場合には、取得した無形資産の識別と整合していなければなりません。

規制当局は、認識要件を満たす識別可能な無形資産がすべて、取得時に適切に認識、測定されているわけではないことに対して依然として懸念を示しています。

取得企業が企業結合において取得した無形資産を使用する意図がない場合（例えば、被取得企業が有するブランド名が廃止される予定である場合）でも、取得企業は当該資産を公正価値で認識するよう求められます。資産を使用しないと決定することによって、取得後の損益として認識される減損損失が生じる可能性があります。

対価として発行される株式

IFRS第3号では、企業結合において引き渡した対価を、取得日の公正価値で測定するよう要求しています。これには、対価の一部として発行される取得企業の株式が含まれます。活発な市場における公表価格がある場合には、取得日における公表価格を対価として発行した株式の公正価値を算定する際に使用します。

発行される株式数は、例えば、取得契約書が作成される日の株価に基づいて、取得日より前に合意していることが一般的です。しかし、企業結合に関する会計処理で使用されるのは取得日の株価です。その結果、例えば、取得契約書の作成日から取得日までの間に株価が上昇した場合には、取得日時点のより高い方の株価を、譲渡した対価を決定する際に使用することになります。これは、譲渡した対価が取得企業が意図したよりも高いことが財務諸表で示された場合、実務上の問題を生じさせます。当該会計処理は、取得企業が取得した事業に対して過分に支払ったように思わせる可能性があるためです。

条件付対価

支払が将来の事象の発生を条件とする、または将来支払う金額が被取得企業の将来の利益のレベ

ルなどによって異なる対価の金額を取得契約に含めることが一般的です。企業結合において条件付対価が存在する場合には、IFRS第3号に基づいて取得日に譲渡した対価に当該条件付対価を公正価値で含めます。

条件付対価によりIAS第39号「金融商品：認識および測定」の適用範囲となる金融資産または金融負債が生じる場合、取得後の公正価値の変動は、IAS第39号に基づいて純利益あるいはその他の包括利益で認識します。条件付対価がIAS第32号「金融商品：表示」における資本の定義を満たす場合、事後の再測定は行いません。

将来のサービスに関する要件

条件付対価に将来のサービスを提供することの要件（例えば取得後に従業員となる被取得企業の前の所有者について）が含まれている場合、当該対価は事業の支配を獲得するために譲渡した対価の一部ではありません。それよりもむしろ、当該対価は受け取るサービスに関連しており、のれんの増加ではなく取得後の費用として認識しなければなりません。

IFRS解釈指針委員会（IFRIC）は、2012年9月の会合でこれらの取決めに適用すべき会計処理について検討しました。本会合で、IFRICは、雇用が終了した場合に条件付支払が自動的に失効するという取決めは、当該取決めが取得のための追加的な対価ではなく、結合後のサービスに対する報酬であるという結論に至ることを暫定的に決定しました（ただし、当該取決めが実質的なものでない場合は除きます）。

規制当局は、このような状況で適用される会計処理に細心の注意を払うことが予想されます。

減損テストおよび開示

多くの企業にとってIAS第36号「資産の減損」に基づく減損テストは、依然として重要な問題であり、財務諸表における減損テストに関する開示は、規制当局が継続的に注視する分野となっています。減損テストのプロセスは複雑であり重要な判断を伴う場合があり、開示要求は広範囲にわたっています。

開示する必要がある主要な仮定とは

IAS第36号では、多額ののれんを配分している、または減損している各資金生成単位の減損プロセスの異なる段階ごとに広範な関連情報を開示することを要求しています。資金生成単位の回収可能価額を「使用価値」に基づいて算定する場合には、複数の仮定を立てる必要があり、IAS第36号第134項(d)ではそれらの仮定を開示するよう要求しています。それらの開示すべき仮定を以下に示します。

予測されるキャッシュ・フローの期間

経営者がキャッシュ・フローを予測する期間とはどのくらいでしょうか。経営者が承認した直近の予算および予測に基づくキャッシュ・フローの予測は、通常、5年を上限としています(5年よりも長い期間が正当とされる場合を除きます)。

成長率

予算が対象とする期間を超えてキャッシュ・フロー予測を推定する際に使用する成長率とはどのくらいでしょうか。こうした成長率は、製品、産業、国などの平均成長率を超えないものとします(それを上回る成長率が正当とされる場合を除きます)。

割引率

キャッシュ・フロー予測に適用すべき割引率とはどのくらいでしょうか。これについては、以下で詳しく説明します。

キャッシュ・フローの予測について使用した主要な仮定

本基準では、直近の予算および予測が対象とする期間のキャッシュ・フローの予測について、経営者が基礎としたそれぞれの主要な仮定についての説明を要求しています(IAS第36号第134項(d)(i))。

規制当局は、キャッシュ・フローの予測を推定する際に使用した成長率および税引前割引率を主要な仮定として識別した多くの企業を注視しました。これらの数値は重要であるものの、経営者が自身のキャッシュ・フローの予測について基礎とした主要な仮定ではないということを指摘しました。

正確に言えば、成長率および割引率は、そうしたキャッシュ・フローを見積った後のキャッシュ・フロー予測に対して適用されます。そのため、本基準には、成長率および税引前割引率についての個別の開示要求、およびキャッシュ・フローの見積りの基礎となるそれぞれの主要な仮定についての開示要求が含まれています。

経営者は、自身が主要な仮定であると考えているものについて評価する必要があります。例えば、サービスを基本とする企業において、主要な仮定は給与および／または賞与の予想変動率である可能性があります。運送会社については、主要な仮定は予想される燃料費の上昇であると考えられます。

主要な仮定の決定方法

仮定そのものを開示するだけでなく、それらの仮定をどのように決定したのかについても説明を行う必要があります。その説明には、当該仮定がどの程度過去の経験を反映しているか、またはどの程度外部の情報源と整合しているかが含まれていなければなりません。

規制当局は、将来、財務報告のこうした側面への準拠に焦点を当てる可能性があることを示唆しました。

単一の税引前割引率の使用は認められるか

減損テストに使用する仮定は、資金生成単位に固有のものでなければなりません。これには、例えば、成長率や割引率が含まれます。割引率は、貨幣の時間価値および当該資産に固有のリスクのうち、将来キャッシュ・フローの見積りを調整していない、現在の市場評価を反映した税引前の利率でなければなりません (IAS第36号第55項)。

企業の加重平均資本コストなどの企業レベルの割引率を単に使用するだけでは適切ではありません。というのも、割引率は、資産または資金生成単位に固有のリスクについての現在の市場評価を反映させたもの、すなわち、事業単位 (business unit) に伴うリスクを考慮して、市場参加者が期待するであろう利回りでなければならぬためです。

したがって、各事業単位に付随する固有のリスクが存在する場合には、異なる割引率を各資金生成単位に対して適用する必要があります。そうしたリスク要因の相違は、以下の事柄の結果として生じる可能性があります。

- ・異なる国で営業活動を行っており、異なる為替リスクを有しているおそれがある。
- ・異なる部門で営業活動を行っており、多少のリスクを伴うと市場によって見られているおそれがある。
- ・異なる製品を販売することによって、例えば、原価や異なるリスクに付随する異なる価格リスクが生じ、販売価格が競争によって引き下げられるおそれがある。

すべての資金生成単位に対して同一の税引前割引率を使用して減損テストを行っている場合には、規制当局から注視される場合があります。規制当局は過去、一部の企業が自社の税引前割引率を決定していたとみられる方法に対して懸念を示したことがあります。

減損テストはIFRS第8号とどのように相互に作用しているか

IAS第36号では、資金生成単位レベルで減損テストを実施し、のれんを各資金生成単位に配分するよう要求しています (IAS第36号第66項と第80項)。資金生成単位は、IFRS第8号「事業セグメント」に基づく事業セグメントより大きくなることはありません。

IFRS第8号では、事業セグメントを以下に該当する企業の構成単位として定義しています。

- ・収益を稼得し、費用を負担する事業活動に従事している、
- ・企業の最高経営意思決定者がその経営成績を定期的に検討している、および
- ・それについて分離した財務情報を入手できる。

事業セグメントが識別されると、その後、IFRS第8号では、ある特定の要件が満たされる場合に、セグメントの情報を報告する目的で当該セグメントのいくつかを集約することを認めています。

しかし、事業セグメントを報告目的で集約した場合でも、資金生成単位へののれんの配分について

は、集約基準を適用する前にIFRS第8号に基づいてセグメントの報告に関して識別された事業セグメントよりも高いレベルであってはなりません。

一つの企業が複数のセグメントを有している場合(ほとんどの場合がそうです)には、のれんを資金生成単位に配分し、減損テストを適切なレベルで実施することは極めて重要です。IAS第36号では、ある資金生成単位の帳簿価額に対する回収可能価額の超過額を他の資金生成単位の不足額と相殺することによって「資金生成単位間の調整」を行うことは認められていません。



1株当たり利益は重要か

重要といえます。1株当たり利益の数値は、異なる企業間の業績を比較する上で有用であり、企業の資産価値評価を行う際の重要な測定基準です。さらに、当該数値が正確に算定されていない場合には、規制当局が注視する可能性もあります。これについて取り扱っている基準は、IAS第33号「1株当たり利益」です。

基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益の数値は、1株当たり利益算定の出発点であり、以下のように算定されます。

$$\frac{\text{利益}}{\text{株式の加重平均株式数}}$$

利益

利益とは、資本に分類される優先株式による配当および金融費用の影響について調整した親会社の株主に帰属する税引後の純損益です。非支配持分の影響が適切に除外されているよう注意を払う必要があります。

株式の加重平均株式数

株式は一般的に、その発行に関する対価が受取り可能になった日から株式の加重平均株式数の算定に含まれます。株式の加重平均株式数は、資産の変化が生じない株式数の変化について調整されなければなりません。例えば、無償発行において、企業は現金ないしその他のサービスまたは資産を受け取りません。当該調整では、新株は常に発行済みであったと仮定され、そのため、財務諸表に表示されている全期間における株式の加重平均株式数についても調整を行います。また、例えば、企業が保有する株式（「自己株式」）や従業員給付信託については、発行済普通株式の加重平均株式数に含めるべきではありません。

希薄化後1株当たり利益

企業は、株式が将来発行されることになる投資者へのワラントまたは従業員へのストック・オプションを発行している場合があり、その結果、将来における株式資本が希薄化します。希薄化後1株当たり利益は、そうした将来における株式の発行が1株当たり利益に与える影響を示すことを目的としています。株式は、継続事業からの1株当たり利益が減少するまたは1株当たり損失が増加する場合にのみ希薄化します。

継続および非継続事業

IAS第33号では、親会社に帰属する継続事業についての1株当たり利益および親会社に帰属する純損益の合計についての1株当たり利益を開示するよう要求しています。継続事業しか存在しない場合には、追加的な数値を示す必要はありません。

しかし、非継続活動が存在する場合には、企業は継続事業についての1株当たり利益および親会社の所有者に帰属する純損益についての1株当たり利益を、包括利益計算書（または表示される場合には個別損益計算書）の本文で報告する必要があります。また、当該1株当たり利益は、非継続活動に

については基本財務諸表の本文ないしは財務諸表の注記のいずれかで報告しなければなりません。

1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する純損益に基づく指標です。そのため、非継続事業からの1株当たり利益についても、親会社の普通株主に帰属する金額に基づく必要があります。したがって、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、親会社の株主についての1株当たり利益と等しくなります。例1は、当該状況を説明しています。

例1	
	CU
継続事業に帰属する当該年度の利益(千CU)	14,680
処分グループに帰属する当該年度の利益(千CU)	2,774
企業の株主に帰属する当該年度の利益(千CU)	17,454
発行済株式の加重平均株式数(千)	768
1株当たり利益の算定:	CU
継続事業についての1株当たり利益(14,680/768)	19.11
非継続事業についての1株当たり利益(2,774/768)	3.61
親会社の株主についての1株当たり利益(17,454/768)	22.72

ストック・オプション

オプションは、期中に普通株式の平均市場価格よりも低い金額で普通株式が発行される場合に希薄化性を有します。希薄化の金額は、期中の普通株式の平均市場価格から発行価格を差し引いた金額です。そのため、本基準では希薄化後1株当たり利益を算定するにあたり、潜在的な普通株式を、期中に平均市場価格で発行される株式と対価なしで発行される株式で構成されるものとして取り扱っています。

IFRS第2号「株式に基づく報酬」が適用される株式に基づく報酬については、その行使価格には、ストック・オプション契約に基づき、将来、企業に提供される物品またはサービスの公正価値を含めなければなりません。例2は、当該契約の処理について示しています。

例2	
	CU
当該年度の利益(百万CU)	15
発行済株式の加重平均株式数(百万)	20
基本的1株当たり利益(15/20)(CU)	0.75
権利未確定のストック・オプションの加重平均株式数(百万)	7
当該年度の株式の平均市場価格(CU)	0.50
発行価格(CU)	0.30
未償却のIFRS第2号に基づく費用(百万CU)	1
1株当たり利益の算定:	
償却済みのIFRS第2号に基づく費用に対する発行価格の調整(CU0.30+(1百万/7百万))(CU)	0.44
発行時の受取対価(CU0.44×7百万)(百万CU)	3.08
市場価格で発行された株式(3.08/0.50)(百万)	6.16
希薄化性株式数(7-6.16)(百万)	0.84
希薄化後1株当たり利益(15/(20+0.84))(CU)	0.71

調整後1株当たり利益

企業は、調整後1株当たり利益の算定を表示したいと考える場合があります。例えば、支払利息、税金、減価償却控除前利益(EBITDA)が主要な指標である場合には、経営者は、分子が上述したような利益ではなく、支払利息、税金、減価償却控除前利益である場合における1株当たり利益の数値を示したいと考える可能性があります。

そのような数値が示される場合には、本基準では、当該算定に使用する株式の加重平均株式数は、基本的小および希薄化後1株当たり利益の算定に使用する株式の加重平均株式数と同じであることを要求しています。分子が包括利益計算書に認識される表示科目ではない場合には、当該分子と関連する表示科目とを調整するための調整表を表示しなければなりません。規制当局は、当該規定に細心の注意を払う場合があります。

IAS第33号では、追加的な1株当たり利益の数値は注記でのみ認識するよう要求しており、したがって基本財務諸表の本文に記載すべきではありません。

株式に基づく報酬契約

ストック・オプション制度などの株式に基づく報酬は、企業が自社の従業員を奨励したり、報酬を出すための方法としてますます人気が高まっています。経営者は、そうした制度の税効率を高めて、キャッシュ・アウトフローを最小限に抑えるために革新的な構築方法を見いだそうとする可能性があります。そうした報酬の会計基準はIFRS第2号「株式に基づく報酬」に示されています。本セクションでは、実務上の問題を生じさせるいくつかの重要な分野について説明します。

株式に基づく報酬における条件

株式に基づく報酬では、従業員が当該報酬を受け取る権利を得るために満たすべきさまざまな条件が設けられている場合があります。株式に基づく報酬の会計処理は条件の態様によって異なるため、IFRS第2号に基づいてそうした条件をすべて把握し、適切に分類することが重要です。

権利確定条件以外の条件とは、相手方に株式に基づく報酬を受け取る権利を与えるサービスを企業が受け取っているかどうかを決定しない条件のことをいいます。これは、権利確定条件以外の条件が満たされない場合には、企業が受け取るサービスに対して影響を及ぼさないことを意味します。その典型的な例として、従業員が「Save As You Earn (SAYE) 制度 (給料天引きによる拠出)」で拠出する要件が挙げられます。従業員は、拠出を中止した場合でも引き続き労働というサービスを提供することができます。こうした状況が生じた場合には、従業員による株式に基づく報酬の解約として会計処理します。

権利確定条件とは、株式に基づく報酬を受け取る権利を相手方に与えることとなるサービスを企業が受け取っているかどうかを決定する条件のことをいいます。それらの条件には、一定期間のサービスの提供を完了することのみを要求する勤務条件と、一定期間のサービス提供に加えて、特定の業績目標を達成することを要求する業績条件があります。業績条件は、それが企業の株価に関連する場合には株価条件となります。

評価モデルの選択に及ぼす影響

権利確定条件以外の条件および株価条件は、付与日における株式に基づく報酬の公正価値を決定する際に考慮する必要があります。それらの条件が存在する場合には、結果として、使用できる種類の評価モデルは限定されます。例えば、ブラック・ショールズ式は株価条件が存在する場合には適用できません。

株式に基づく報酬の公正価値を算定する際に一般的に使用するその他の評価モデルには、二項分布モデルやモンテカルロ・シミュレーションが含まれます。特に、モンテカルロ・シミュレーションは、複雑な株価条件が存在する場合における株式に基づく報酬プランに適用されます。

株式に基づく報酬の条件変更

数年前に株式に基づく報酬制度を設定した企業は、例えば株価下落によりストック・オプションがアウト・オブ・ザ・マネー (行使価格が株価より高い状態) となっているために、本来意図していた従業員へのインセンティブがもはや提供されていないと覚えることもあります。このような場合には、経営者は契約条件を変更することを決定するであろうし、そのことは会計処理に影響を与えます。

株式に基づく報酬の条件を変更する場合、変更日における増分公正価値を算定する必要があります。これは、条件変更前の報酬の公正価値に対する条件変更後の報酬の公正価値(いずれも変更日に算定したもの)の超過額です。例えば、ストック・オプション制度を変更し、その際の変更がオプションの行使価格の引き下げのみである場合、変更日に増分公正価値があることを意味します。

増分公正価値は、付与日における条件変更前の株式に基づく報酬の公正価値に基づいて見積った株式に基づく報酬費用に加えるところの費用として、残りの権利確定期間にわたり配分します。増分公正価値がマイナスの場合には、会計処理の変更はなく、株式に基づく報酬費用については付与日における条件変更前の株式に基づく報酬の公正価値に基づいて引き続き計上します。

解約および代替プラン

企業または相手方のいずれかが株式に基づく報酬プランを解約する場合、企業はそうでなければ残りの権利確定期間において認識されたとあろう金額を直ちに認識する必要があります。しかし、当該企業が新しい報酬プランを付与する場合には、解約した報酬プランの代替としてその新しい報酬プランを付与日に認識し、変更として会計処理を行います。

グループ企業の場合

1つのグループ企業(通常は親会社)が、株式に基づく報酬プランを別のグループ企業(通常は子会社)の従業員に付与することは一般的です。当該事態が生じた場合、会計処理はそれぞれの関連する企業の個別財務諸表および連結財務諸表において考慮される必要があります。

株式に基づく報酬がサービスを受け取っている企業自身の資本性金融商品で決済される場合、または当該報酬を決済する義務を有していない(例えば、親会社が現金で支払うため)場合、サービスを受け取っている企業は当該報酬を持分決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理します。そうでない場合には、当該報酬を現金決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理します。

報酬を決済しているもののサービスの提供を受け取っていない企業は、自身の資本性金融商品で決済する場合に限り、当該報酬を持分決済型の株式に基づく報酬取引として認識します。そうでない場合には、当該報酬は現金決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理されます。また、当該報酬を決済する企業が契約に基づくサービスを受け取っていない場合には、借方をどのように記入するかについて検討する必要があります。親会社が子会社の従業員に報酬を付与したという典型的な例では、多くの場合、借方記入は子会社に対する投資である費用としてなされます。

中間親会社

報酬を決済する親会社は、少なくとも一社の中間親会社が存在することから、サービスを受け取っている子会社に対する直接の投資を有していない場合があります。この場合、考えられる会計処理方法として以下の2つがあります。

1つ目に考えられる会計処理は、報酬を決済する企業は、子会社株式を所有していない場合でも、当該子会社に対する投資を認識するというものです。

2つ目の会計処理は、報酬を決済する企業は、株式を所有する中間親会社に対する投資である費用の増加を認識するというものです。同様に、中間親会社は、受け取った資本の拠出および子会社に対する投資である費用の増加を認識します。複数の中間親会社が存在する場合には、当該会計処理をそれぞれの中間親会社に適用することとなります。

上記の会計処理のいずれかを実務に適用できますが、1つ目の方がより容易に適用できると考えられます。

なぜヘッジ会計を使用するのか

リスクの性質やエクスポージャーの程度は企業によって異なりますが、すべての企業が財務リスクにさらされています。

多くの企業は、エクスポージャーの識別やモニタリングを行ったり、リスクを許容水準まで軽減するためにヘッジ戦略を開発することによって、こうしたリスクを管理しようとしています。デリバティブの使用は必須ではありませんが、多くの場合、当該戦略にはデリバティブの使用（例えば、金利スワップが金利の変動リスクを緩和するために使用されます）が含まれます。

現行のヘッジ戦略の欠点として、IAS第39号「金融商品：認識および測定」ではデリバティブを公正価値で計上し、公正価値の変動を純損益で認識するよう要求しているため、デリバティブにより大幅な損益のボラティリティが生じる場合が多いという点が挙げられます。IAS第39号に基づくヘッジ会計は、例えば、金利が変動した結果生じる損益のボラティリティを低減する上で有用な手段です。これは、IAS第39号のデフォルトの測定原則からは逸脱しており、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る利得および損失が純損益に与える影響を相殺します。

ヘッジ会計：義務か任意か

ヘッジ会計は完全に任意によるものであり、IAS第39号における厳しい条件が満たされる場合に限り適用が認められています。ヘッジが有効な経済上の防衛策であるように思われるからといって、ヘッジ会計の適用が必ずしも適格であると仮定することは適切ではありません。また、ヘッジ会計により、関連する損益のボラティリティのすべてが回避されると仮定することも適切ではないといえます。

IAS第39号に基づくヘッジ会計が適格とされるヘッジ関係には、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジおよび在外営業活動体に対する純投資のヘッジの3種類があり、在外営業活動体に対する純投資のヘッジについてはキャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理されます。

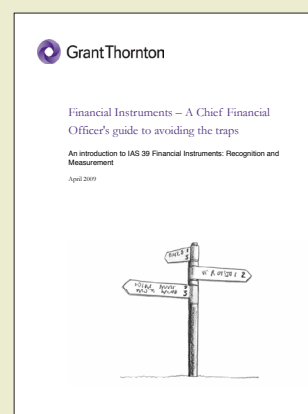
公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、認識されている資産または負債あるいは認識されていない確定約定の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするためのものです。

公正価値ヘッジが使用される可能性のある例としては、企業が固定金利型借入資産を保有しているため、金利の公正価値変動に対するエクスポージャーを有している場合が挙げられます。企業は、こうしたエクスポージャーをヘッジするために固定金利と変動金利を交換する金利スワップ取引を行っており、そのため実質的には変動金利を支払っています。

公正価値ヘッジの会計処理は、ヘッジ対象（固定金利型借入）についての通常の測定規定からは逸脱しており、ヘッジされたリスク（金利リスクー借入の公正価値の変動）に起因する利得または損失は固定金利型借入の帳簿価額の調整として認識されます。こうした調整については、デリバティブの公正価値における変動の影響を相殺するべく純損益で認識されます。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「金融商品一落とし穴を回避するための最高財務責任者向けガイド」を公表しました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、例えば、外貨の約定売却によるキャッシュ・フローのリスク・エクスポージャーをヘッジするために外国為替予約を使用するなど、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーをヘッジするためのものです。

ヘッジ手段の公正価値変動のうち有効部分は、その他の包括利益で認識されます。

ヘッジ要件およびモニタリング

ヘッジ会計適用に必要な要件には、ヘッジ関係の公式な指定と文書化に関する規定、およびヘッジの有効性判定を行うための規定が含まれています。当該要件は、ヘッジ関係の開始時およびヘッジ期間を通して継続して満たされている必要があります。当該要件の一つが満たされなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しなければなりません。

こうした文書化および有効性の判定を行う時期は重要です。ヘッジ関係の文書化は、ヘッジ取引の開始時に完了してなければならず、有効性を評価する際に使用する方法および有効性判定の頻度についての文書化を含め、さまざまな事柄を示す必要があります。

文書化および有効性判定の要件が満たされないのであれば、(経済的視点から、ヘッジ会計の適用が最適に思える場合でも)IAS第39号に基づいてヘッジ会計を適用することができません。したがって、ヘッジ会計の適用を予定している場合には、適時かつ定期的に措置を講じる必要があります。

ヘッジの有効性

ヘッジ会計適用の要件を満たすためには、ヘッジ指定がなされている期間においてヘッジされたリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために、ヘッジの有効性が極めて高くなければなりません。

有効性の判定は、ヘッジの開始時に将来に向かって行い、その後は少なくとも、企業が年次または期中財務諸表を作成するときに将来に向かっておよび実績として評価する必要があります。ヘッジが有効性の判定によって要件を満たしていないとされた場合には、有効性が最後に立証された日からヘッジ会計を中止しなければなりません。

IAS第39号では、有効性の評価に関して特定の方法を規定していません。しかし、ヘッジの有効性判定を行った実際の結果は、ヘッジ手段に係る利得または損失と、対応するヘッジ対象に係る利得または損失との比率が、80%から125%の範囲内に収まることを要求しています。

ヘッジが極めて有効である場合でも、非有効部分については必ず純損益として認識する必要があります。ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が合致したからといってヘッジが完全に有効であると仮定することは適切ではありません。非有効性はさまざまな要因で発生します。例えば以下のような場合が挙げられます。

- ・ 時期:ヘッジ対象の売却の可能性が非常に高い場合、対応するヘッジ手段の満期が到来するのと同じ日に顧客が必ず支払を行うと仮定するのは非現実的である。
- ・ 開始時の公正価値がゼロではない:デリバティブであるヘッジ手段が開始された後でヘッジ関係を開始した場合には、非有効性が生じる。
- ・ さまざまな条件:キャッシュ・フロー・ヘッジの開始時において、金利スワップ(固定金利支払/変動金利受取)は変動金利型借入(ヘッジ対象)と同一の条件を有している場合が多い。しかし、将来、条件が同一でなくなった場合(例えば、借入の返済によって)には、非有効性が生じるであろう。
- ・ 時間的価値:オプションの本源的価値が取引の開始時にゼロである(オプションの権利行使価格と原資産価格(the price of underlying)が同一である)場合、プレミアムはすべて当該オプションの時間的価値を表しており、文書化されたヘッジ関係に含まれている場合には、非有効性が生じる。

振替およびキャッシュ・フロー・ヘッジ

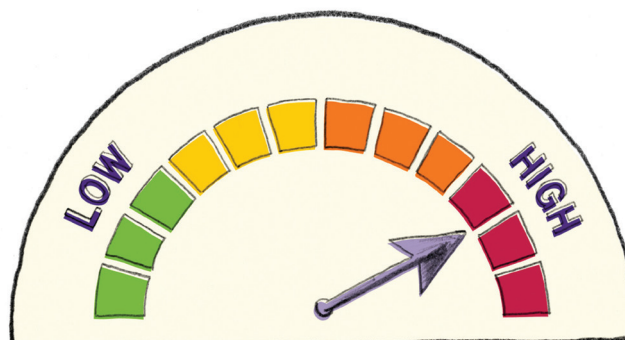
どの種類のヘッジ会計モデルが適用されるかを問わず、ヘッジ手段の公正価値の変動累計額は最終的には必ず純損益で認識されます。上述したように、公正価値ヘッジについて、ヘッジ手段の公正価値の変動は直ちに純損益に認識されます。しかし、キャッシュ・フロー・ヘッジの変動はその他の包括利益に当初認識され、当該変動についても最終的には純損益に振り替えられます。こうした「振替」は、以下のいずれかの内、早い方の時点で行われます。

- ・ ヘッジ対象が純損益に影響を与えたとき
- ・ ヘッジ会計を中止したとき(振替の時期は中止される状況によって異なる)

例えば、企業は、売却の可能性が非常に高い外貨について、外国為替リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、固定額の外貨を固定価格で購入する為替予約契約を締結します。当該為替予約契約の公正価値の変動は、期末に、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理の規定に基づいてその他の包括利益で認識します。当該取引が純損益に影響を及ぼす日に(本例では、予定売却(forecast sale)が発生したとき)、その他の包括利益に認識していたヘッジ手段の公正価値の変動累計額を純損益に振り替えます。

金利スワップについては、ヘッジした借入の利息が支払われるたびに振替が発生します。

つまり、ヘッジ剰余金に累積された金額はすべて、ヘッジ対象がまだ純損益に影響を及ぼしていないヘッジ手段と必ず関連していることになります。



はじめに

本セクションでは、IAS第12号「法人所得税」およびIAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の適用に関連するいくつかの主要な問題を考察します。規制当局は、両基準について問題を提起しています。

課税

税金をどこで認識するか

IAS第12号では、当期税金および繰延税金は、同じ報告期間であるかどうかを問わず、純損益外で認識される項目から生じる場合には、純損益外で認識するよう要求しています。

規制当局は、IAS第12号でよく見られる誤りは、株式に基く報酬取引から生じた繰延税金を資本に直接認識せずに、その他の包括利益に認識することであると考察しました。当該繰延税金は、企業が利用できる税額控除の累計額がそれまでに認識した株式に基く報酬費用を超過する場合に、資本に直接認識されます。

税金の調整

多くの投資者は、実効税率(税引前利益の比率で示すところの税金費用)を重要な業績指標として考えており、そのため、将来、実効税率に影響を及ぼしうる要因の把握を試みます。IAS第12号第81項(c)では、税金費用(収益)と会計上の損益との関係についての説明を要求しています。これは通常、税引前利益と税金費用の総額(当期税金と繰延税金の両方を含む)とを調整することによって達成されます。

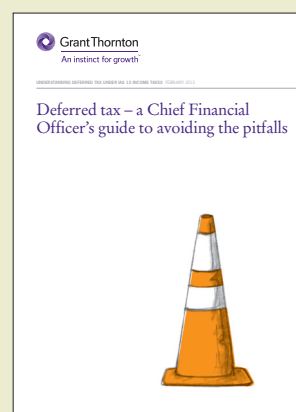
税引前利益と税金費用との調整が明確でないまたは正確でないように思われる、例えば繰延税金の変動が調整項目として示されているような企業に対して、規制当局は問題を提起することがあります。企業は、当該年度における税金費用に含まれている異常および臨時損益項目を財務諸表の利用者が識別し理解できるように調整表を示す必要があります。

測定

企業が支払う税率の変更は、当期税金および繰延税金両方の会計処理に影響を与えます。

当期税金の会計処理については検討を行う必要があり、特に企業の会計年度が新しい税率の有効となる日付を跨ぐ場合にこのことが当てはまります。当該年度の実効税率は、変更前後の適用税率を考慮して算定する必要があります。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「繰延税金ー落とし穴を回避するための最高財務責任者向けガイド」を公表しました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



しかし、主要な影響がもたらされるのは繰延税金の会計処理に対してです。IAS第12号では、繰延税金資産および繰延税金負債を、貸借対照表日において制定され、または実質的に制定されている税率に基づいて、資産が実現する期ないしは負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定することを要求しています。税率の変更が貸借対照表日に制定されたが将来において発効となる場合、企業は繰延税金資産が実現し、負債が決済されると予想される期を見積り、そうした将来の期に有効となる税率を適用する必要があります。

すべての繰延税金残高を認識したか

規制当局は、企業結合で取得した個別に識別可能な無形資産について、繰延税金負債を認識すべきであったかどうかを企業に対して問う場合があります。同様に、ロールオーバー契約やキャピタル・ゲインにより生じたすべての将来加算一時差異について、繰延税金負債を認識していなかったように思われる企業に対して疑問を提起しました。

繰延税金資産

IAS第12号では、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に対して、将来、一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、繰延税金資産を認識するよう要求しています。

企業は、損失を発生させたという事実があり、十分な将来加算一時差異を有していない場合には、税務上の欠損金の使用対象となる将来課税所得が稼得される可能性が高いという企業の判断の根拠となる「説得力のある他の証拠」を示す必要があります。IAS第12号では、繰延税金資産の金額を示し、当該認識の根拠となった証拠を開示するよう要求しています。

規定

IAS第37号では、引当金、偶発負債および偶発資産の測定および認識、ならびに財務諸表の利用者がそれらの内容、時期および金額を理解できるようにするために必要な開示について取り扱っています。IAS第37号に基づく開示は、引当金や偶発事象に内在する固有の不確実性を考えると、特に重要といえます。

規制当局は、他の開示により引当金の存在が示されているときに、その存在が示されていないことが明らかな場合について問題視することがあります。

規制当局は特に、引当金であることが一般に認められている項目を未払費用として処理し、その内容、または流出の金額ないし時期に関して予想される時期や不確実性についての開示を行っていない企業に対して問題を提起しました。例えば、規制当局は、不利なリース負債やリストラクチャリング費用が引当金ではなく未払費用として表示されている場合があることを認識しました。しかし、当該状況

また、規制当局は、集約にその性質および／または時期が著しく異なる金額が含まれていると思われる（つまり、IAS第37号の開示要求を満たしていない）引当金の集約についても疑問を提起しました。

BALANCE SHEET			
AND INCOME STATEMENT			
As at 31.12.2017			
Assets	£000	2016	2015
Fixed Assets		£000	£000
Land and Buildings	100.00	100.00	100.00
Plant and Equipment	20.00	20.00	20.00
Investments	10.00	10.00	10.00
Current Assets			
Stocks	10.00	10.00	10.00
Debtors	10.00	10.00	10.00
Prepayments	5.00	5.00	5.00
Other Current Assets	5.00	5.00	5.00
Liabilities			
Long Term Liabilities			
Bank Loans	10.00	10.00	10.00
Other Long Term Liabilities	10.00	10.00	10.00
Short Term Liabilities			
Trade Payables	10.00	10.00	10.00
Other Short Term Liabilities	10.00	10.00	10.00
Equity			
Share Capital	100.00	100.00	100.00
Reserves	10.00	10.00	10.00
Profit and Loss Account	10.00	10.00	10.00
Income Statement			
Revenue	100.00	100.00	100.00
Cost of Sales	(20.00)	(20.00)	(20.00)
Gross Profit	80.00	80.00	80.00
Operating Expenses	(40.00)	(40.00)	(40.00)
Operating Profit	40.00	40.00	40.00
Finance Income	5.00	5.00	5.00
Finance Costs	(5.00)	(5.00)	(5.00)
Profit Before Tax	40.00	40.00	40.00
Income Tax	(10.00)	(10.00)	(10.00)
Profit After Tax	30.00	30.00	30.00

背景

投資者は常に、企業の業績およびその将来の見通しを把握するために、情報が適切な水準で区分して報告されることを求めているといえます。この水準が高すぎる場合には、十分な理解を得ることができず、逆に、低すぎる場合には、重要なメッセージが不必要な情報の中に埋没してしまいます。

IFRS第8号「事業セグメント」は、財務諸表の利用者に対するより有用な情報の提供を期待するとともに、IFRSとUS GAAPの短期間でのコンバージェンスを達成することを目的として、2006年にIASBによって公表されました。

最高経営意思決定者

IFRS第8号では、セグメントの開示は財務業績を評価し、事業セグメントに資源を配分するために定期的に使用される内部情報に基づくことを求めています。

本基準では、財務業績を評価し、事業セグメントに資源を配分するために最高経営意思決定者(CODM)が定期的に使用する内部情報から事業セグメントを識別するよう要求しています。したがって、CODMの識別は、本会計基準を適用する上での重要なステップです。CODMが組織において極めて高いレベルで識別されている場合には、結果として識別されるセグメントは財務諸表の利用者のニーズを満たすことのできる詳細な情報をもたらさないでしょう。

これに関連して、自社の取締役の全員をCODMとして識別している企業は、実際にCODMの機能を果たす個人またはグループを適切に識別しているかどうかについて検討を行う必要があります。

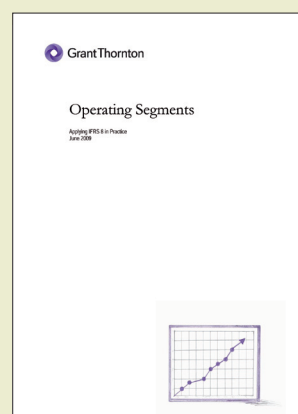
IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は2011年7月の会合で、最高責任者レベルの経営幹部ではない取締役は、一般的にCODMの役割に当てはまらない(すなわち、経営意思決定を行わない)ため、CODMとして識別されることを想定していないと言及しました。

IFRICのこうした意見を踏まえて、企業は、CODMの機能、および経営意思決定を行うためにCODMが定期的に使用するデータセットを適切に識別していることを確認する必要があります。

集約基準

IFRS第8号で示されている集約基準を適用することによって、IFRS第8号第12項に規定されている特定の要件が満たされる場合には、財務諸表の作成者は2つ以上の事業セグメントを単一の事業セグメントに集約できるようになります。その目的は、類似した将来の見通しを有する事業セグメントに関する情報を個別に開示する必要性を取り除くことにあります。というのも、そうした情報を提供しても、投資者が企業を理解する上でさほどの助けにはならないと思われるためです。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「事業セグメント―IFRS第8号の実務における適用」を公表しました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



集約基準の適用には、ほとんどの場合、重要な判断を下すことが求められており、特に2つ以上の事業セグメントが「類似の経済的特徴」を有しているかどうかを決定する際にこのことがいえます。本基準は、類似した長期平均総利益率に言及している以外に、用語「類似の経済的特徴」が何を意味しているかについてのガイダンスを示していません。こうした観点から、2つ以上の事業セグメントが「類似の経済的特徴」を有している、および本基準で示されているその他のすべての要件を満たしていると決定した場合には、経営者が下すであろう重要な判断を開示することが重要となります。

開示

IFRS第8号では、開示される事業セグメントおよび企業全体に関して、財務諸表の注記で開示すべき特定の情報を規定しています。

企業全体としての開示(第32項から第34項)は、単一の報告セグメントしか有していない企業を含め、IFRS第8号を適用するすべての企業に対して適用されます。本基準では、すでに開示された報告セグメントに関する情報の一部としてまだ提供されていない箇所にも追加的な開示が必要であると示されています。これに関連して、製品およびサービスに基づいて報告セグメントに関してすでに提供されている開示が、企業全体としての開示を実際に満たしているかどうかについての判断が求められるでしょう。

例えば、事業セグメントは、製品を販売し、販売後の維持管理やサポートを提供する場合があります。設備の販売とサービスの提供は類似していないため、財務諸表の注記の他の箇所にすでに開示されていない限り、それぞれの活動の収益に係る分析が必要であるように思われます。

証券規制当局の活動

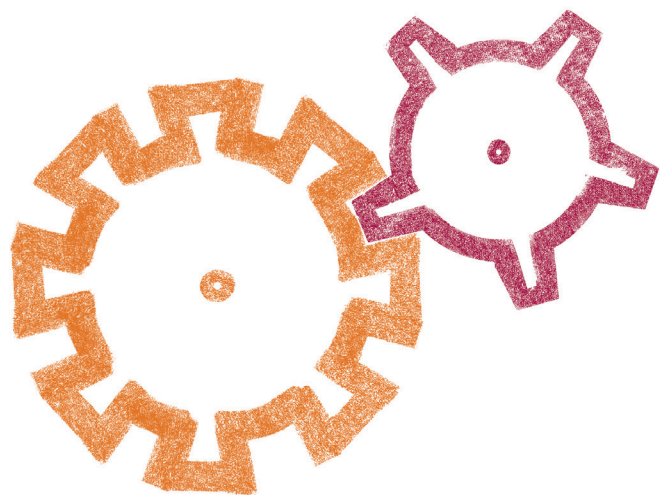
財務諸表の利用者にとって事業セグメントに関する情報が重要であると認識されたことを考えると、規制当局が財務報告のこうした分野に積極的に取り組んでいるのは当然のことといえます。

こうした中、欧州証券監督機構(ESMA: European Securities and Markets Authority)は2011年11月に、「IFRS第8号―事業セグメントの実施に関する欧州執行者のレビュー」と題して報告書を公表しました。また、本基準に対して行うべきであると考えられる改善についてIASBとの意見交換を行っています。このうち、事業セグメントの集約に係る追加的な情報の開示に関するものが、IASBが最近公表した「IFRSの年次改善2010年―2012年サイクル」と題した公開草案に含まれています。

IASBの本公開草案では、企業が、IFRS第8号の集約基準の適用に際して経営者が下した判断、特に集約されている事業セグメント、およびそうした事業セグメントが類似の経済的特徴を有していると判断するにあたって評価した経済的指標についての簡潔な記述を開示することを提案しています。この

新しい開示要求は、2014年1月1日以降に開始する事業年度に適用される見通しです。

しかし、当該年次改善は、実際には、すでに開示の必要がある情報についての説明を行っているに過ぎず、企業が来年度の財務諸表においてこうした情報を示さなくても済むようにするものではありません。



背景

純債務額の調整はIFRSでは要求されません。しかし、多くの投資者は、純債務額の調整が表示されることにより有益な情報がもたらされ、企業の流動性やソルベンシーの評価がより容易にできるようになると考えています。

英国の財務報告研究所(英国における企業報告の有効性を向上するために、英国の財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)によって設立された団体)が新たに公表した純債務額の調整に関する報告書によると、大半の投資者が、純債務額の調整表が表示されている場合には、それを分析に利用しているということです。企業の純債務額ポジションを把握することの重要性を考えて、多くの投資者は、企業がこうした調整表を表示していない場合には、自身で作成するようにしています。したがって、企業が財務報告のこうした分野を認識することは賢明です。

純債務額の調整表は、構成要素別の純債務額の変動に係る表形式の調整表または現金の変動と純債務額の変動との調整表として、異なる方法で表示されます。当該調整表により、キャッシュ・フロー計算書には示されていない可能性のある資金調達における重要な変動(例えば、ファイナンス・リースの利用、取得時に引き受けた負債、公正価値および公正価値ヘッジによる調整ならびに外国為替レートの変動など)に焦点が当てられます。また、企業の債務構造が複雑な場合には、純債務額の調整表は当該債務構造の全体像を示す上で助けとなります。純債務額の構成要素とそれらが貸借対照表およびその関連注記で表しているものとを結びつけることによって、投資者は、企業がどのように純債務額という用語を使用しているのかをよりよく理解できるようになります。

つまり、調整表から以下の事柄を読み取ることができます。

- ・ その企業の純債務額の定義
- ・ 純債務額の変動における現金および現金以外の要因
- ・ ヘッジ活動が債務額に及ぼす影響
- ・ 会計目的の債務額の測定方法

純債務額の調整を表示する際の肝要点

純債務額の調整は、債務が企業の資本構成において重要であるか、またはキャッシュ・フローの生成について懸念がある場合には特に重要となります。投資者が最も有用であると認めた純債務額の調整の特徴について、その概要を次ページのボックス内で説明します。

純債務額の調整を表示する際の肝要点

- 純債務額の構成要素が貸借対照表の金額にどのように関連しているのかを明確にする。
 - 対応する貸借対照表の表示科目を開示する。
 - これらの表示科目に対して行った調整の内容を開示する。
- 外貨建ての金額をヘッジによる為替レートに換算しなおすことにより、または、再換算差額を開示することにより純債務額を調整する。
- 純債務額に含まれているデリバティブの内容および純債務額に未払利息が含まれているかどうかを明確にする。
- 純債務額の評価に有効な追加の項目または状況を開示する。

例として以下の項目が挙げられる。

 - 債務の支払いに容易に利用できない可能性のある現金および投資
 - 報告された債務に対してなされた公正価値または公正価値ヘッジによる調整
 - 企業の純債務額の定義のもとでは調整されていない債務額に関連するデリバティブ
- 純債務額における個別の変動を開示する。
 - それぞれ動きが現金または現金以外のものであるかを明確にする。
 - そうした動きが、報告の他の側面にどのように関連しているかを明確にする。
- 性格の異なる変動を個別に記載する。
 - 例えば、重要な為替変動について、それとは別の経済要因による公正価値変動とは区別して記載する。
- 主要な構成要素を個別に調整する。
 - 例えば、借入総額
 - デリバティブ
 - 現金および現金同等物
 - 金融投資

IFRS第10号「連結財務諸表」

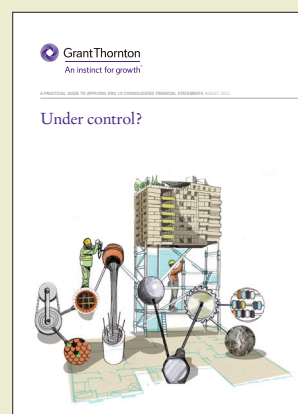
IFRS第10号「連結財務諸表」では、1つの企業が他の企業を支配しているかの評価を行う際に改訂されたフレームワークを提供しており、従来の子会社と特別目的ビークル(special purpose vehicles)との両方に対して適用されます。ほとんどの場合、連結すべき対象の決定に変更が生じることはないと思われます。しかし、IAS第27号「連結および個別財務諸表」に基づいて行われた「境界線」上にある連結の判定については見直しを行う必要があり、中には変更しなければならないものもあります。

IFRS第10号は、金融危機の対応策の一環として公表されました。本基準が公表される前は、連結は、IAS第27号およびSIC第12号「連結－特別目的事業体」により扱われていました。IAS第27号は議決権などのパワー(power)による支配に主に焦点を当てており、一方、SIC第12号は被投資企業への投資のリスクと経済価値に対するエクスポージャーに焦点を当てているため、当該会計基準の異なる規定により対立が生じていました。こうした対立は金融危機の最中に顕在化し、IAS第27号およびSIC第12号の適用のもとで企業の貸借対照表上で適切な計上がなされていたかどうか疑問を呈する専門家もいました。

原則主義による新たな支配の定義

IFRS第10号では、原則主義による新たな支配の定義に基づいて、こうした懸念に対処することを目指しています。本定義は連結対象を決定するにあたり、あらゆるタイプの被投資企業(特別目的事業体および従来型の議決権持分企業など)に適用されます。場合によっては、当該支配の定義を適用するに際して重要な判断が求められ、そうした状況の一部においては、連結対象となる企業の判定に変更が生じる可能性もあります(次ページの表をご覧ください)。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「支配していますかーIFRS第10号『連結財務諸表』の実用ガイド」を公表しました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。

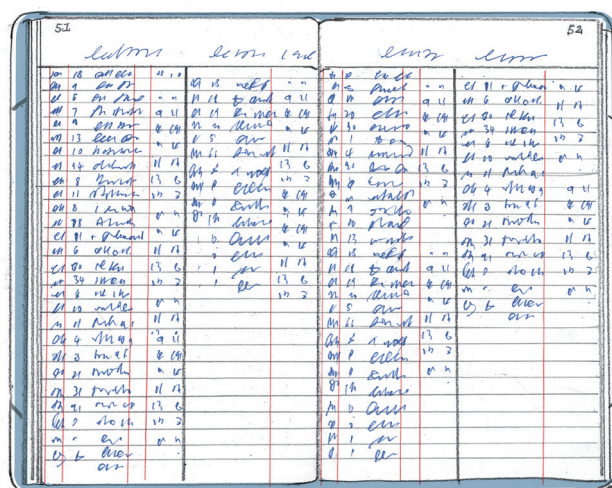


変更が生じる可能性がある連結の判定例

判定	変更
特別目的ビークル	・リスクおよび便益に対するエクスポージャーは、IFRS第10号のもとでは支配の示唆にすぎず、それだけでは連結に至らない。これは、SIC第12号の規定から変更された点である。 ・IFRS第10号では、リターンに最も大きな影響を与える決定および誰が決定を行うのかに関して、より明確に識別するよう求めている。 ・この変更により、これまでSIC第12号で取り扱われていた事業体に係る連結の判定に影響を及ぼす可能性がある。
有力な少数株主	・他の株主が広く分散しており、単一の投資者が他の株主または株主グループと比較して著しく多い議決権を保有している場合には、その投資者が支配を有することがある。
潜在的議決権	・IFRS第10号では、潜在的議決権が現在行使できない場合でも、状況次第で支配が生じる可能性がある。 ・IFRS第10号では、そうした権利が実質的であるか否か、さまざまな指標について考慮する。
委譲されたパワー	・本人および代理人に関するIFRS第10号の新しいガイダンスは、連結の判定に影響を与える可能性がある。 ・特に、投資およびアセット・マネジャーが影響を受けると考えられる。

発効日

IFRS第10号は、2013年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます(ただし、EU諸国を含め、一部の国では2014年1月1日に適用日が延期されました)。いくつかの経過措置が存在します。IFRS第10号の早期適用は、IFRS第11号、IAS第27号(改訂)およびIAS第28号(改訂)についても同時に適用される場合に限り容認されています。



IASBは2012年10月31日に、「投資企業－IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正」を公表しました。本修正では、親会社はすべての子会社を連結しなければならないという確立された原則に対する例外を投資企業に対して導入しました。プライベート・エクイティ企業、ベンチャー・キャピタル企業、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンドおよびその他の投資ファンドは特に、本修正に関心を有していると思われます。

投資企業の定義

本修正は、投資企業を以下すべてに該当する企業として定義しています。

- 単一または複数の投資者に投資管理サービスを提供する目的で、それらの投資者から資金を得ている(投資サービス条件)。
- その事業目的は、資本増価または投資収益ないしはその両方からのリターンを得るためののみ資金を投資することであることを投資者に確約している(事業目的条件)。
- ほぼすべての投資パフォーマンスを、公正価値に基づき測定および評価する(公正価値条件)。

ある企業が当該定義に該当するかどうかを財務諸表の作成者が評価する際の助けとなるよう、以下のいくつかの投資企業の「典型的な特徴」に関する規定が示されています。

- ・複数の投資を保有していること。
- ・複数の投資者が存在すること。
- ・当該企業と関連当事者関係にない投資者が存在すること。
- ・エクイティ(資本)または類似形式による所有持分を保有していること。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IASBが公表した「投資企業－IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正」に関するIFRSニュース特別号を公表しました。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



規定	詳細
投資として保有する子会社に関する会計処理	・投資として保有する子会社は、連結せずに、IFRS第9号「金融商品」に基づいて純損益を通じて公正価値で測定する。こうした会計処理は、任意ではなく、強制的なものである。 ・IFRS第3号「企業結合」は、連結が免除される子会社に対する支配の取得には適用されない。 ・連結の免除規定は、他の投資企業に対する支配持分に対しても適用される。
投資企業にサービスを提供している子会社に関する会計処理	・投資企業は、自社の投資活動に関連するサービスを提供している子会社を引き続き連結する必要がある。 ・IFRS第3号は、投資企業にサービスを提供している子会社に対する支配の取得時に適用される。
個別財務諸表における会計処理	・支配している投資先に関する投資企業の公正価値会計は、自社の個別財務諸表においても適用される(ただし、ボックスに示された実務上の留意点をご参照下さい)。 ・連結の免除規定が当期および比較対象期間全体を通してすべての投資企業の子会社に対して適用される(すなわち、投資企業にサービスを提供している子会社を有していない)場合には、自社の個別財務諸表がその唯一の財務諸表である。

投資企業に対する会計処理の指針

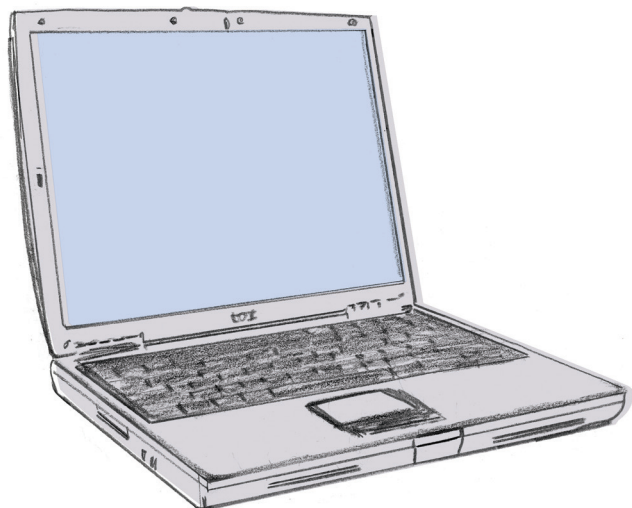
投資企業に対する会計処理の指針についての概要を、表に示しています。主要な変更点は、上記の定義に該当する企業は、他の企業(子会社)を連結せずに、そうした他の企業に対する支配持分である投資を、純損益を通じて公正価値で測定することが求められるという点です。

発効日

本修正は、IFRS第10号の適用日より1年遅れて、2014年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。ただし、IASBは、IFRS第10号を最初に適用すると同時に、投資企業が本修正を適用できるようにするために、早期適用を容認しています。この連結の免除規定を早期に適用することによって、該当する企業は、IFRS第10号の新たな基準に基づいて支配の有無の判定を見直す際に費やさなければならない多くの時間と労力を省けることになるでしょう。

移行の簡略化

適用開始日より前に除外された比較情報の修正再表示や子会社の取扱いなどの分野に関連する多くの規定が、影響を受ける企業の移行を簡略化するために本修正に含まれています。



関連当事者についての開示

関連当事者についての問題として、IAS第24号「関連当事者についての開示」への準拠をめぐる問題について、規制当局は依然として多くの問題を提起しています。こうした問題は会計処理に影響を及ぼさないものの、関連当事者についての開示は財務諸表の利用者にとって重要である場合が多く、そのため見過ごすべきではありません。

IAS第24号第17項では、経営幹部の報酬の合計および以下の項目ごとの開示を行うよう要求しています。

- ・ 短期従業員給付
- ・ 退職後給付
- ・ その他の長期給付
- ・ 解雇給付
- ・ 株式に基く報酬

経営幹部には、最高幹部かそうでないかを問わず、すべての取締役が含まれ、グループ内の部門の幹部など、親会社の取締役以外の社員についても含まれる場合があります。

IAS第24号の開示では、取締役または従業員にとっての便益よりも報告企業が認識する費用に焦点を当てています。このことは、IASにより開示される金額が、取締役の報酬の法定開示として提供されたものと同額とはならない可能性があることを意味しています。例えば、IAS第24号には以下の事柄が示されています。

- ・ IAS第24号第17項では、法定報酬の一部ではない可能性がある経営幹部に関する当該年度におけるIFRS第2号の株式に基く報酬費用(収益)について開示するよう要求している。
- ・ 経営幹部の報酬には事業主の社会保険料が含まれる。

企業によっては、経営幹部の報酬に関して要求される開示を、財務諸表に付随する経営者による説明に含まれている報酬報告書に示すことを選択する場合があります。これは、当該報告書の特定の情報への相互参照が財務諸表に含まれており、その情報が監査報告書に示されていることを条件として認められます。IAS第24号で要求されるすべての情報が含まれていなければなりません。

また、経営幹部の定義に該当すると見なされる取締役以外の従業員を識別する際には、特に経営幹部の報酬についての開示と取締役の報酬についての開示とを結合している場合には明確さが求められます。

金融商品についての開示

IFRS第7号「金融商品:開示」では、特定の状況において、特に企業が公正価値で測定された金融負債を有している場合には、非常に多くの開示が要求されます。本基準では、公正価値で計上されている金融商品を公正価値測定へのインプットのレベルに基づいてヒエラルキーに分類するよう要求しています。公正価値ヒエラルキーは以下の3つのレベルから構成されています。

- ・ レベル1—同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格(無調整)
- ・ レベル2—レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接または(すなわち価格として)間接(すなわち価格から派生したものとして)に観察可能なもの

- ・ レベル3—資産または負債について観察可能な市場データに基づいていないインプット(観察可能なインプット)

本開示基準は、公正価値で計上されているすべての金融商品に対して適用されます。これには、公正価値で測定されている売却可能金融資産および損益を通じて公正価値で測定されている金融資産と金融負債が含まれます。

必要とされる開示の程度は、公正価値測定へのインプットによって決まります。最も単純なケースでは、公正価値は市場相場価格を用いて直接測定します。しかし、対象となる金融商品によっては、さまざまなインプットとともに評価モデルを用いて測定を行う場合があります。公正価値測定のインプットが観察可能な市場データに基づいていない金融商品に関しては、より詳細な開示が要求されています。公正価値で保有する金融商品を有する企業は、公正価値を測定する際にどのようなインプットを使用し、したがって当該金融商品がヒエラルキーのどのレベルに分類されるのかについて慎重に検討する必要があります。

公正価値ヒエラルキーの開示に加えて、うまく対処されていないと規制当局がこれまでに認識したIFRS第7号のその他に規定には、以下についての開示要求が含まれています。

- ・ 金融資産の種類別、貸借対照表日に期限が経過しているが、減損はしていない金融資産の年齢についての分析
- ・ 残存する契約負債を示す金融負債についての満期分析および企業が固有の流動性リスクをどのように管理しているのかについての記述
- ・ 報告期間の末日に企業がさらされる各種の市場リスクについての感応度分析

投資不動産

IAS第40号「投資不動産」では、投資不動産の会計処理に関して、2つのモデル(原価モデルと公正価値モデル)から選択することができます。しかし、原価モデルを採用する場合でも、開示目的上、投資不動産の公正価値を測定しなければなりません。

特に、公正価値モデルを採用する場合には、重要な開示を財務諸表に示す必要があります。企業はしばしば、IAS第16号「有形固定資産」に基づいて再評価モデルを不動産に対して適用する場合に要求されるのと同様の開示を行います。IAS第40号ではより拡充した開示が求められます。

IAS第40号で要求される開示には以下の事柄が含まれます。

- ・ 投資不動産の公正価値を算定する際に採用した方法および重要な仮定
- ・ 投資不動産の公正価値が独立の鑑定人による評価に基づいている程度
- ・ 投資不動産の評価額が、財務諸表の目的で大幅に修正されている場合、入手した評価額と財務諸表に計上した修正後の評価額との調整額

規制当局は、方法および重要な仮定の開示には、公正価値の算定が市場で得られる証拠に基づいているのか、または不動産の性質上、および比較可能な市場データが入手できないため、企業が開示するその他の要因により大きく依存しているのかについての説明を含める必要があると述べました。規制当局はその見解において、当該要件は評価が国際評価基準に基づいて実施されたという記述によって満たされるものではないことを指摘しました。

経営者がどのように自己使用不動産と投資不動産とを識別したのかについて、重要な判断を開示するよう求められる場合があります。分類が困難な場合には、IAS第40号は採用した規準を開示するよう要求しています。

2013年は多くの基準が公表

2012年とは対照的に、2013年1月1日(各国の法律によります)を発効日とする新基準および修正基準は多数あります。セクション16で説明した新たな連結に関する基準を公表すると同時に、IASBは共同支配の取決めおよび他の企業への関与の開示についての新しい基準を公表しました。その他の変更には、公正価値測定に関する新しい基準および確定給付型年金制度に関する会計処理の修正が含まれます。公正価値測定を除いて、主要な変更は遡及して適用されます。したがって、2012年1月1日(IASBの発効日に基づく)から企業の比較貸借対照表に反映させる必要があります。ただし、状況次第で、経過措置の適用が可能となっています。

他の企業への関与

IASBは2011年5月に、他の企業への関与の会計処理および新たな開示要求を取り扱っている一連の新しい基準を公表しました。それらの新基準には以下のものがあります。

- ・ IFRS第10号「連結財務諸表」(IAS第27号「連結および個別財務諸表」とSIC第12号「連結－特別目的事業体」を置き換える)
- ・ IFRS第11号「共同支配の取決め」(IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換える)
- ・ IFRS第12号「他の企業への関与の開示」
- ・ IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」
- ・ IAS第28号(改訂)「関連会社および共同支配企業に対する投資」

他の企業(特に、関連会社および共同支配企業)に対する投資を有する企業は、適用する会計処理を見直す必要があります。IFRS第11号およびIFRS第12号の重要なポイントを、以下で簡潔に説明します(IFRS第10号については、セクション16で個別に取り上げています)。

IFRS第11号「共同支配の取決め」

IFRS第11号では、2種類の共同支配の取決め(共同支配事業および共同支配企業(ジョイント・ベンチャー))を定義しています。これは、IFRS第11号によって置き換えられたIAS第31号における3つの分類とは異なります。そこで、共同支配の取決めに対する持分を有する企業は、IFRS第11号に基づいて取決めの分類を評価する必要があります。

IAS第31号における共同支配企業(jointly controlled entities)は、IFRS第11号における共同支配企業(joint ventures)と同義であることがほとんどです。しかし、IFRS第11号では、共同支配企業に対して比例連結法の使用を容認していません。代わりに、IAS第28号に基づいて持分法を適用しなければなりません。これにより、多くの企業において重要な変更が生じることとなります。

一連の新基準に関する詳細な情報については、IFRSニュース特別号「新しい連結基準」をご覧ください。



IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

IFRS第12号は、他の新基準を補完することを目的とするものです。子会社、共同支配企業、関連会社および非連結の組成された企業に関する整合性のある開示要求が示されています。本開示要請は広範囲にわたっており、一部の企業、特に重要な非支配持分を有する企業にとっては相当量の新しい開示を行うことになると思われます。

組成された企業は、SIC第12号において以前は取り扱われていた特別目的事業体に類似しています。IFRS第12号で要求されている開示は、組成された企業に対する持分によって企業がさらされるリスクについて透明性を提供することを目的としています。

公正価値測定

IFRS第13号「公正価値測定」では、どの項目を公正価値で測定しなければならないのかは規定されていません。しかし、公正価値測定が他の基準によって求められる場合、IFRS第13号では公正価値の測定方法を示しており、公正価値の情報開示に関する基準を提供しています。IFRS第13号の規定は、当該基準が最初に適用される年次期間の期首において将来に向かって適用されます。

IFRS第13号では、公正価値を、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義しています。本基準では、公正価値は資産または負債の主要な市場、もしくは主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場で行われる取引に基づくものと明確に示されています。主要な市場とは、当該資産または負債についての活動の量と水準が最大である市場のことをいいます。

IFRS第13号の開示基準により、一部の企業は相当量の追加的な開示を行うことになると思われます（例えば、投資不動産を公正価値で測定する場合）。本基準は、IFRS第7号「金融商品：開示」によって要求されている公正価値に関する開示の基準を公正価値で測定される非金融項目に対しても拡大しており、公正価値で測定されない特定の項目の公正価値についての開示も要求しています。

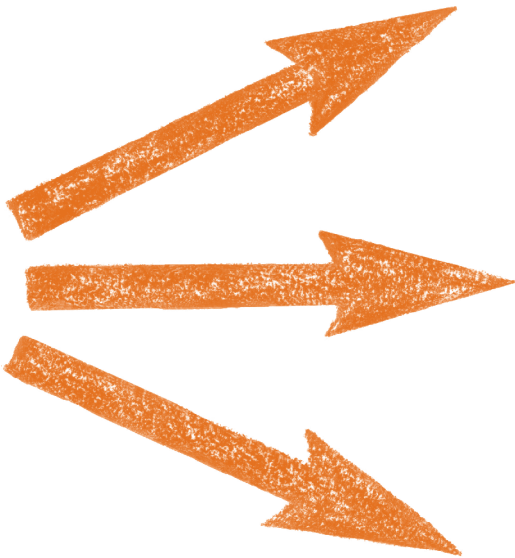
年金制度の会計

IAS第19号「従業員給付」の修正により、確定給付型年金制度の会計処理が影響を受けます。保険数理上の差異を認識するための回廊アプローチおよび保険数理上の差異を純損益として認識する選択肢が廃止されました。その代わり、すべての保険数理上の差異（現在、IAS第19号では「再測定」と呼ばれています）はそれらが生じた年度にその他の包括利益として認識されることになります。

さらに、利息費用の純額の算定方法が変わりました。そのため、制度資産の期待収益と確定給付債務の積立に係る利息費用とを個別に算定することがなくなります。代わりに、単一の利率（通常は優良

社債の市場利回り)を確定給付債務と制度資産との純額に適用します。このことは、損益に影響を及ぼし、結果的に大半の企業の利益が減少することになります。

IFRS第13号「公正価値測定」に関する詳細な情報については、本問題について取り上げているIFRSニュース特別号をご覧ください。



20 今後の見通し

IFRS第9号

IFRS第9号「金融商品」の適用日が近づいています。金融危機を受けて起草された本基準により、IAS第39号「金融商品:認識および測定」が置き換えられます。

企業はIFRS第9号を早期に適用することができます(各国の法律に従います)が、本基準はまだ完成には至っていません。最新版では、金融資産と金融負債の分類および測定ならびに認識の中止について取り扱っています。IASBは、減損処理(公開草案は、2013年第1四半期に公表される予定です)およびヘッジ会計(本セクションは、2013年第2四半期に公表される予定です)に関する規定について引き続き対処しています。

本基準が完成しないため、企業による適用が進んでいません(金融資産の分類および測定に関する規定についても、2012年11月に公開草案「分類および測定:IFRS第9号の限定的な修正」が公表された結果、改訂される可能性があります)。そうとはいえ、企業はIAS第39号の適用範囲に含まれるすべての金融商品の分類を見直す必要があるため、本基準を無視することはできません。企業の財政状態および報告利益に与える影響を検討し、情報システムの変更についても実施しなければならないでしょう。2015年1月1日の強制適用日まで残り2年を切っており、それまでに必要な評価を完了し、システムの変更を実施することを予定している場合には、今から措置を講じる必要があります。

変わり続けるIFRS

IASBは、収益およびリースを含め、今後数年にわたり、IFRSの主要な分野を改善するための作業計画を多数有しています。そうした計画の最新情報を以下に示します。影響はまだ先のことのよう思われるかもしれませんが、これらの主要な変更については事前に十分な検討を行う必要があります。

収益

IASBと米国の基準設定主体であるFASBは、収益認識に関する新基準を開発する共同プロジェクトを行っています。本プロジェクトでは、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」およびIFRS解釈指針委員会の解釈指針のいくつかを置き換えることを計画しています。

基準案である「顧客との契約から生じる収益」の公開草案が、2010年6月に公表されました。その後、再公開草案(コメント募集期限は2012年3月31日までとなっています)が2011年11月に公表されました。最終基準は2013年前半に公表される予定です。当該新基準の適用日はまだ確定していません。2015年1月1日以降に開始する事業年度よりも後になると思われ、遅ければ2017年1月1日になる可能性があります。当該基準では、遡及適用により比較情報の修正再表示が要求される予定です。この場合、比較対象期間の開始時点において締結されている既存の契約すべてが影響を受けることになります。

新基準が最終的に基準化されると、表題が示す通り、契約が収益の会計処理方法において重要な要素となります。ここで基本となる原則は、収益は販売企業の活動に基づいてではなく、顧客への物品またはサービスの支配の移転に基づいて認識されるということです。

当該公開草案における提案に対する回答者の多くは、サービスの提供による収益は契約終了時に認識される場合が多くなり、IAS第18号に基づくこれまでのケースと比べると、認識が非常に遅れることと

なる点に懸念を示しました。この分野については見直しが行われており、新しい公開草案では、顧客へのサービスの支配の移転は特定の要件が満たされる場合には、継続して生じる可能性があることを明確にしています。

リース

IASBは2010年8月に、長く待ち望まれたリースに関する公開草案を公表しました。IFRSとして公表される際には、現行の基準であるIAS第17号が置き換えられます。新しい基準は、借手(lessee)と貸手(lessor)の両方を対象としています。収益に関して、多数のコメントレーターが寄せられており、当初の公開草案に対して重要な変更が提案されたため、リースの公開草案は再公表される予定です。新しい公開草案は2013年前半に公表される予定ですが、新基準の適用日についてはまだ提案されていません。

借手については、現在のオペレーティング・リースとファイナンス・リースという分類が廃止され、「オンバランスシート」モデルに置き換えられます。借手は使用权資産と対応するリース料支払義務負債を認識します。本提案の重要な変更点は、すべてのリースは引き続き貸借対照表に計上されますが、費用を損益に認識する際の会計処理として2つのモデルが提案されており、リース契約の内容に応じてどちらかを選択するという点です。新しい公開草案が公表されれば、詳細が明らかになるでしょう。IASBはいくつかの経過措置を提案しておりますが、多くの既存のリースについては修正再表示を行う必要があると思われます。

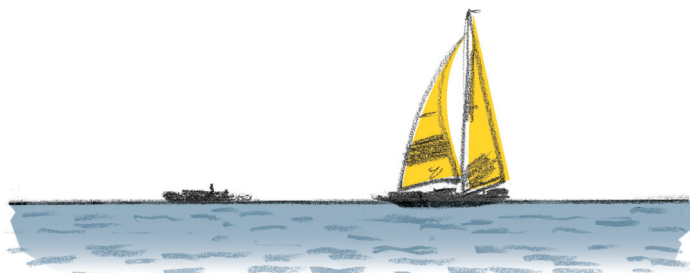
貸手については、2010年の公開草案では、原資産の有するリスクおよび便益に対する貸手のエクスポージャーに基づく2つのアプローチが提案されました。しかし、貸手に関する提案は、新しい公開草案において変更されることになりそうです。

統合報告

近い将来、記述による報告の一部が改善される可能性があります。そのうちの一つは、国際的に認められた統合報告フレームワークを開発するというものです。国際統合報告評議会(IIRC)が、本フレームワークの開発を担当しています。

IIRCの最終的な目標は、統合報告に関するフレームワークを開発し、世界各国にその使用を推進することにあります。当該フレームワークの目的は、組織の戦略、ガバナンス、財務業績と組織が事業を行う社会上、環境上および商業上の背景との関係をまとめることにあります。

IIRCは現在、統合報告に関するフレームワークを開発するための試験的なプロジェクトの初期段階にあります。グラント・ソントンUKのメンバーファームであるグラント・ソントン・UK LLPを含め、企業や産業における80以上の組織が、本プロジェクトに関与しています。本プロジェクトは現在、2014年9月まで運営されることになっており、当該フレームワークのバージョン1.0が2013年12月に公表される予定です。





Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© 2013 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。